

第三節 中世における生活の痕跡

1 層塔、板碑、古墳

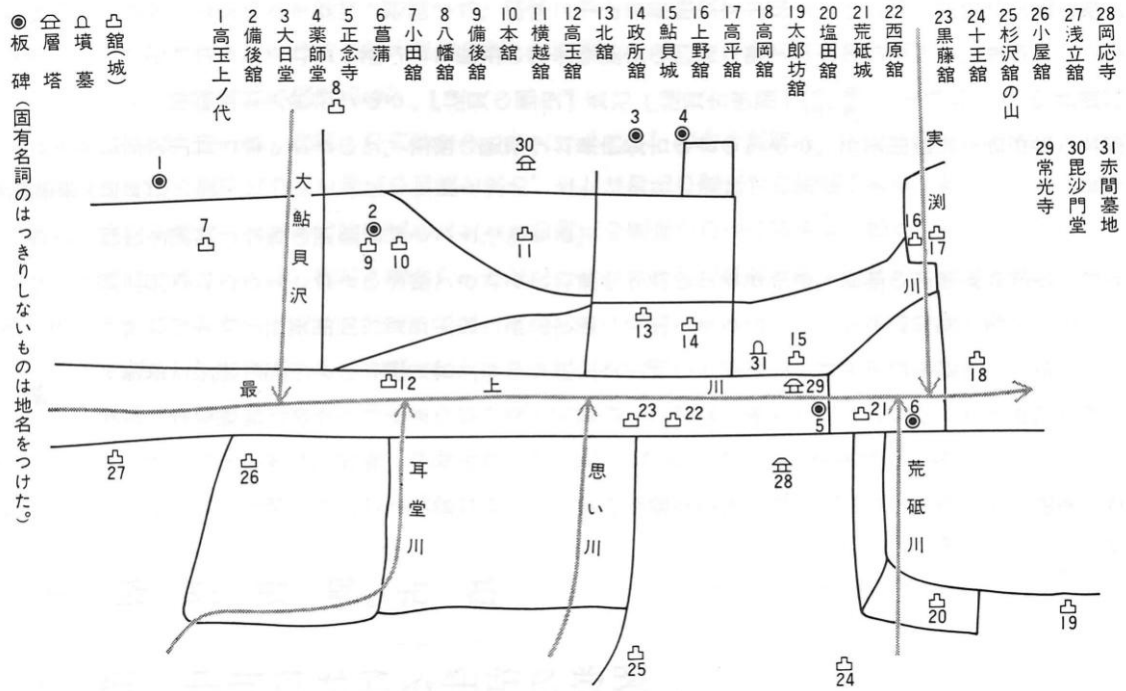
当地の層塔・板碑・古墳は、置賜盆地内でも非常に少なく、年号記銘あるものが一点だけである。また由来についても知るものがない。町内に有る層塔、板碑、中世古墳、館（城）の位置を示したのが第Ⅱ図である。

層塔及び板碑と称せられるものは仏教の伝播による信仰と極めて深いつながりがある。当町に有る層塔で完形に近いものは鮎貝常光寺の県指定文化財の多層塔と、貝生岡心寺境内のもので、他は残欠である。その石材はいずれも石英

粗面岩質凝灰岩で高畠方面の産出であるという。層塔は供養の表現としてのものであるが、一般庶民にはこのようなものを建てられる力は無かったのであるから、当地の地頭或は地方の豪族というように権力と財力を保持した者の所産ということができる。

(1) 常光寺層塔（鮎貝）

昭和二十七年県指定文化財となったもので、在銘の層塔では県内最古のものである。石英粗面岩で台石共に九層で総高三・五四メートル、相輪部は八角柱である。『鮎貝の歴史』及び「鮎貝古物語」（本庄家文書）によれば、その昔飯詰という所に二基あったが壊れたのでこれを一基にして現在の常光寺境内の門前に建てたものだという。更に、いつの頃か本堂の西側に銘文を南面にする如く移動した。昭和二十七年県指定文化財となった際、現在の位置に銘文を東面と北面する様に建てられたのである。銘文は最近になって風化による剥離欠損が甚だしく、年々読みとれる字が少なくなっていく。これを建てた趣意は、銘文によって大凡のことはわかるが、誰が建てたのかは判らない。銘文中の「導師権大僧都法印智海」は長井市遍照寺か鮎貝相応院の住僧のようである（『遍照寺史』『相応院系譜』）。



第14図：層塔、板碑、墳墓、館の位置略図



第15図：常光寺層塔

北面 東面

一基 徳現 □□□□□□

奉造立石塔安穩長生門□□□毫

菩薩□□□積工成佛廟 秋月照平等大然室鐵

□□□童子聚沙作佛塔 困沙界元始□□□□

□□□□沸□安造似善 当庄菽生郷住中津河

□□□法華千部恵等臻 備後守息女長谷□姫

成□□安置如来尊徳聚 □女也守百松経霜六十歳

沙□□□柳花幼稚皆是 導師権大僧都法印智海

成佛解脱之路也以此功 千時天正七年己卯四月五日

施主 敬白

天正七年（一五七九）に造立されたこの層塔は、誰によって建てられたものかわからないが、当地方の領主伊達輝宗の頃のもので、鮎貝城主は鮎貝宗信であった。

銘文の趣意は欠字が多いので正確には読めないが、下長井庄菽生郷（現在飯豊町菽生）に住む中津川備後守の息女、長谷□姫の菩薩を弔うためにこれを建てたものようである。導師は権大僧都法印智海である。中津川備後守について知る史料はないが、中津川氏一族は

中津川郷（現在飯豊町中津川）を主とし、川原沢郷にも伊達氏から所領を宛行われている（「天文二十二年晴宗公采地下賜録」、「天正十二年下長井庄段銭帳」、「天正十五年政宗安堵状蟻坂文書」）が、この銘文によつて天正の初期、萩生郷に中津川備後守も居住していたことになる。また鮎貝にこの層塔が建てられたことは、鮎貝氏とのつながりを推測させるものである。

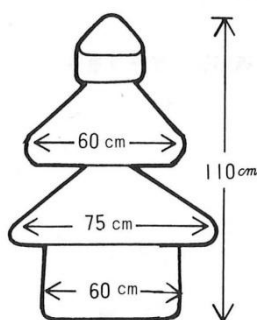
(2) 岡心寺層塔及び相輪（貝生）

第16図（第17図）の層塔の他に、山門入口には二つの相輪がある（第18図）。本体もなく由来も不明である。寛永十四年（一六三七）畔藤村検地帳に、「こりんの前」という地名が在り、この附近とされている。

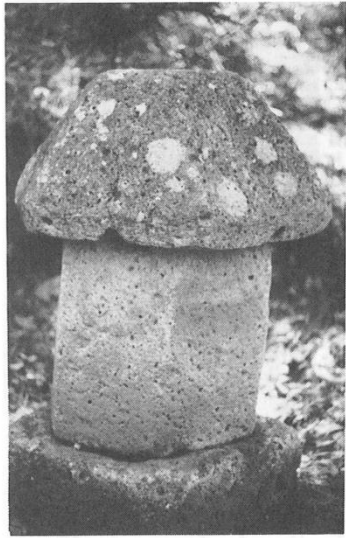
相輪は一個が長さ〇・六メートル、直径〇・一五メートルの完形で、もう一個の方は半欠で現存長さ〇・四四メートル、直径〇・一八メートルのものである。この相輪は立派な本体を想像させる。



第16図：岡心寺層塔



第17図：層塔（略図）

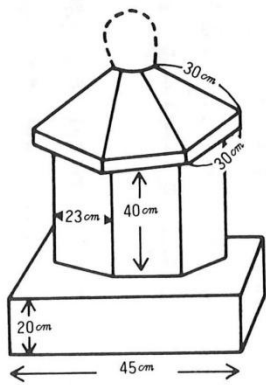


第19図：石幢



第18図：相輪

(3) 毘沙門堂脇相輪（西横田尻）
 半欠の相輪だけで長さが〇・三メートルあり、以前は笠部もあったとの事である（土屋新次氏所有）。この場所からは、古老の話によれば甕棺も出土したとされる（昭和二十一、三年頃）。



第19図：石幢（略図）

(4) 松岡の石幢（六面幢、畔藤）

昭和十年頃、桑の木を植えるために畑を掘ったところ出土したもので、地表下約六〇センチメートル前後で六面幢の笠部が見つかり、更に二・五メートルまでの間に幢身、台石。宝珠、板碑その他多数の石が掘り出された。このうち、六面幢と板碑が、地主である中村家の墓地に移されている。この六面幢は（第18図）、江戸時代のものとして各地に見られる「六地藏」と違い、幢身が短かく陰刻も陽刻も銘もなし。なぜこのようなものが地下深く埋められたのか全くの謎であるが、ここは荒砥―杉沢―伊佐沢道の旧本道筋である。発掘者の話によれば、岡心寺山門の相輪二個とは無関係のようである。

板 碑

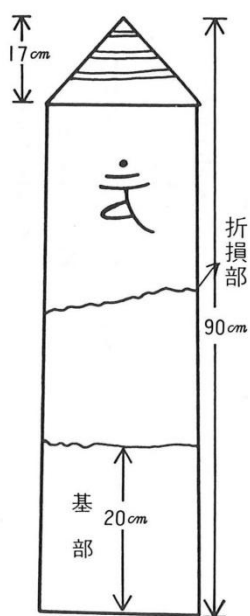
板碑は、板状にした石に信仰する仏や菩薩の種子しゅじ（梵字）或いは像を彫って、建立の趣旨、年号などを刻んだ一種の供養塔である。名称も板碑のほか、供養塔、供養碑、板石碑婆などと呼ばれている。

板碑の起こりは鎌倉時代初期らしく、江戸時代まで作られている。板碑の形は大きく分けて二種類有り、その一つは平右の頂上を三角形に尖らせた二条の刻線を入れたもので、もう一つは同じような形で額部が突出している。置賜地方のものは後者が大部分であって、いわゆる置賜型と称されている。この外に置賜独特の形として、自然の岩壁に彫った磨崖板碑といわれるもの（赤湯方面）、板碑を二基並べた家形板碑（江戸時代と思われるが広野にある）などである。

当町内の板碑で、中世のものは年号を記されたものは無く、近隣では長井市五十川に正応二年（一二八九）の年号が刻まれた大日碑がある。信仰の種子（梵字）は弥陀、大日、釈迦が多いようである。ここでは中世のものをとり上げ江戸期のもは省いた（荒砥、十王、広野）。



第21図：板碑（上ノ台）



第22図：板碑（上ノ台）
（略図）

(1)上ノ台の板碑 (西高玉) (片山寿男氏所有)

昭和五十年庭の片隅の土中より出たもので、大日如来の供養碑である。場所は十二堂との小字境で旧道の路傍である。小型のものであり、掘り起しの際半折した(第21図、第22図)。

(2)備後館の板碑 (西高玉)

頭部半折のもので下半(大部分)はまだ見つかっていない。現在瑞竜院で保管している。

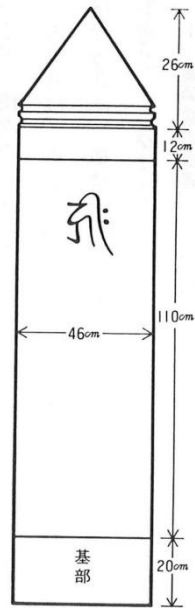
(3)大日堂参道の板碑 (西横田尻)

石質が柔らかいため風化が激しく、梵字も読みにくくなっているが、釈迦のようである。

大日堂は、貞応二年(一二二二)の建立といわれ、別当長福寺と共に、横越氏時代のものである。参道と旧道(羽黒山参詣道)との交叉点にある。



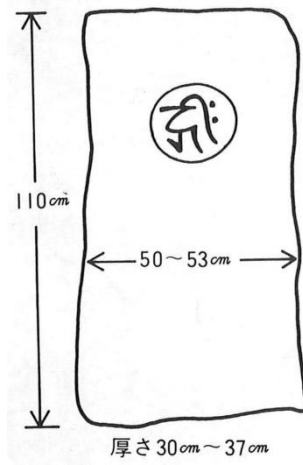
第23図：大日堂板碑



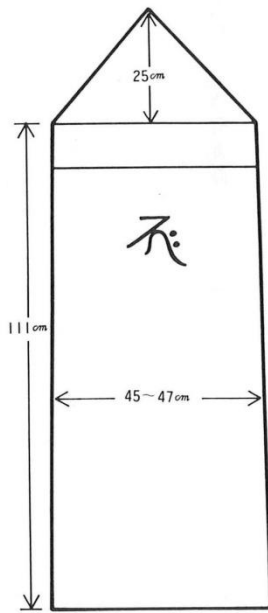
第24図：大日堂板碑
(略図)



第26図：正念寺の板碑



第25図：薬師堂板碑



第27図：正念寺の板碑（略図）

- (4) 薬師堂の板碑（山口、山際）
 花崗岩のもの一基、石英粗面岩のもの一基（半折）がある。
 花崗岩のものは第25図のようなもので、時代は比較的新しいのかもしれない。梵字は弥陀である。半折のものは下半だけである。

- (5) 正念寺の板碑（荒砥）

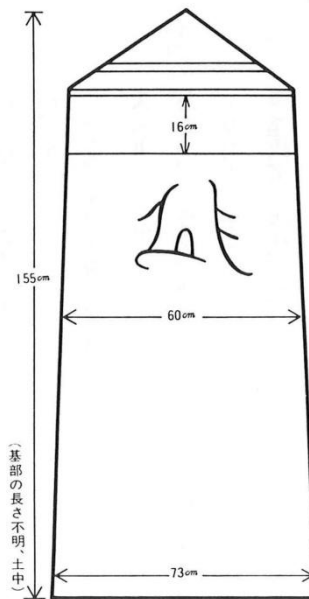
この板碑は現在正念寺境内にあるが、もとは石仏（現東中学校裏の字名）にあったものを移転したものである。梵字は釈迦である。

(6) 菖蒲の板碑 (小形庄次氏)

菖蒲橋の北約二〇〇メートルほどのところで、国道に添っており、建立についての由来は伝わっていない。この種の板碑では白鷹町内で一番大きい。種子は弥陀である。



第28図：菖蒲板碑

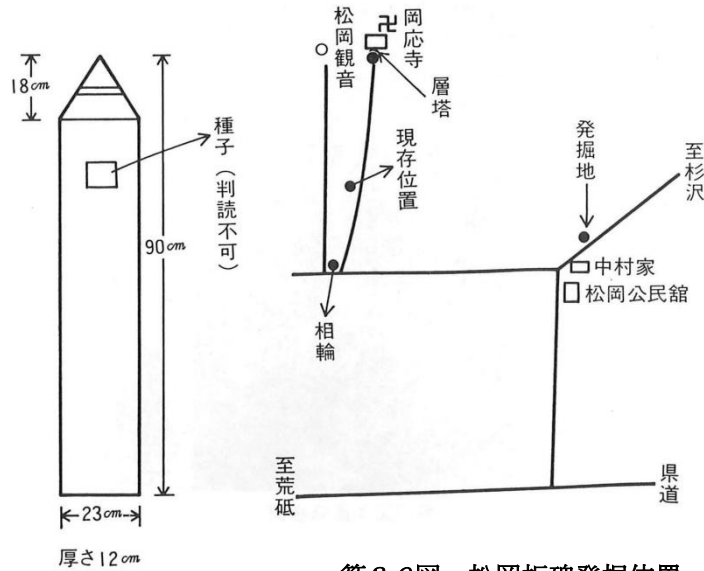


第29図：菖蒲板碑 (略図)

(7) 松岡の板碑 (畔藤)

先述したように、畑の地下深くより六面幢や他の石と共に掘り出されたもので、現在は地主である中村家の墓地に立ててある。板碑については、以上の外江戸時代の建立と考えられているものに、広野の屋形に入った並列板碑二基、十王の称名寺裏に五基、荒砥金鐘寺の墓地内中程にあつて保科家墓所の傍に一基ある。

第31図：松岡板碑



第30図：松岡板碑発掘位置

古中

墳世

古代古墳については、既に述べたように（第三章第一節）、当地方では発見されていない。中世の古墳と見られるものに、「赤間家墓地」がある。約一〇アールの面積をもつ墓地で、その全部が中世ではないであろう。赤間家は、鮎貝氏が鮎貝城を築く前に、館の主であったとも云われ、また、鮎貝氏に代々仕えた家臣であったとされている。横田尻新野家文書中に田尻、鮎貝の草場出入（争い）に関するもの（慶安元年……一六八四）があるが、「政宗御代に鮎貝殿宿老は赤間主水と申し、この主水の草刈場に御座候而」とあり、赤間主水は、伊達政宗の時代に鮎貝氏の宿老の地位にあったとしている。又、赤間家は代々鮎貝八幡宮の神官を勤めている。

墳墓のほとんどが土饅頭式の盛土墓で、墓地は八幡川右岸の河川段丘上に在る。しかし、現在まで発掘等の調査が行われておらず、その内容については不明である。

置賜地方の中世古墳と考えられるものに、川西町小松地区の群集墳がある。又、飯豊町中津川の白川縁の群集墳は江戸期のものとの説もある。

2 館（城、チャシ）

当地にも、中世の館跡と見られるものは非常に多い。その中で荒砥城のように江戸時代を通じて上杉藩の御役屋（支城）として利用されたものもあるが、その他はほとんど由来の知れないものである。

館（城）には高地を利用したものと、平地を利用したものがあり、平地を利用したものの中には、中世の土豪の居館と見られるところもある。館はその構築の内容によって時代の判定がなされると云うが、ここでは当町に於ける館の一つ一つについて概要だけを述べる。

この項で取り上げる館には、中世以前のもので、所謂「チャシ」と称されるものもあるかもしれない。

(1) 備後館（西高玉）

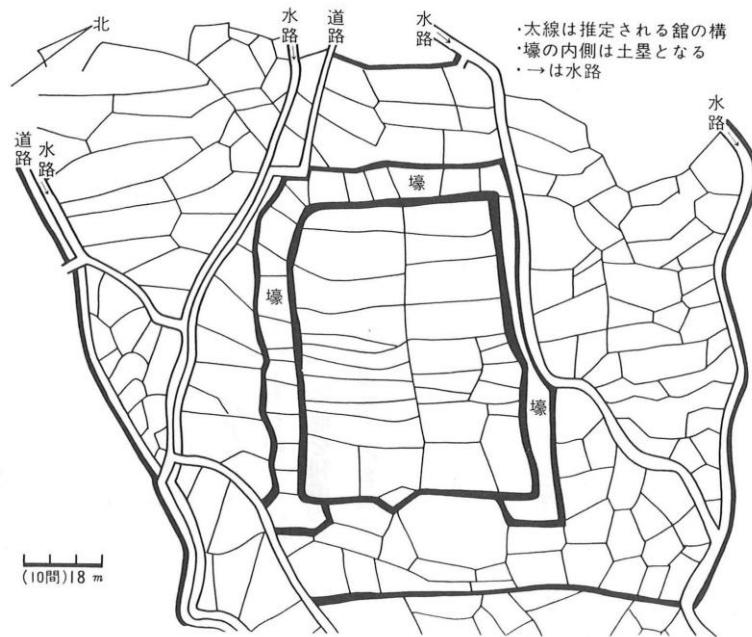
蚕桑地 西高玉地内で一般に薬師堂前と称されているところに、「備後館」の地名がある。周囲には、鮎ノ目、湯屋尻などの**区**の**館** 古名の地があり、鮎ノ目には「あいの目」として大永二年（一五二二）伊達植宗が舟生右馬助に出した安堵状に記載のある地名である。

備後館について『蚕桑の郷土史』は、伊達氏の家臣村上備後守の居館であるとしている。村上備後守は、大永二年の安堵状に名が見える地頭で、「はけの道、林屋敷」の地を舟生右馬助に売り渡したことになる。この備後館に居館し高玉地内に所領を有していたことは当然あり得る。また、天正十二年（一五八四）の段銭帳には、高玉郷内に村上將監の名があるが、これは村上備後守と何らかのかかわりがあるろう。

備後館の規模は第33図のようであるが、比較的小規模である。この図は明治二十六年調整の絵図に依ったもので（東高玉区长所持）であるが、館は南北約三五間、東西約四五間で、壕をめぐらしその内側に土塁を築いたものと思える。現況は田であり、基盤整備によって跡形もない。

(2) 本館 (西高玉)

字名として、上本館、中本館、下本館の地名はあるが、館跡は字名「腰回」を中心として鮎之目、柳之下、鍛冶屋敷、上本館、中本館、莫座田にまたがる。第32図は明治二十六年調整の絵図に基づくものであるが小鮎貝沢を北辺の外壕として利用し、ほぼ六〇間四方の構で、西方と南方に二重の壕をめぐらしたと見られ、北方と東方は一重壕となっていて、壕の内側には他と同じく土塁があったもの

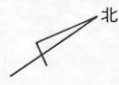


第32図：備後館 (明治26年図面より) 字名備後館

大永二年(一五二二)の植宗安堵状に「あいの目、二百疇」、「こしめぐり百疇」がある。

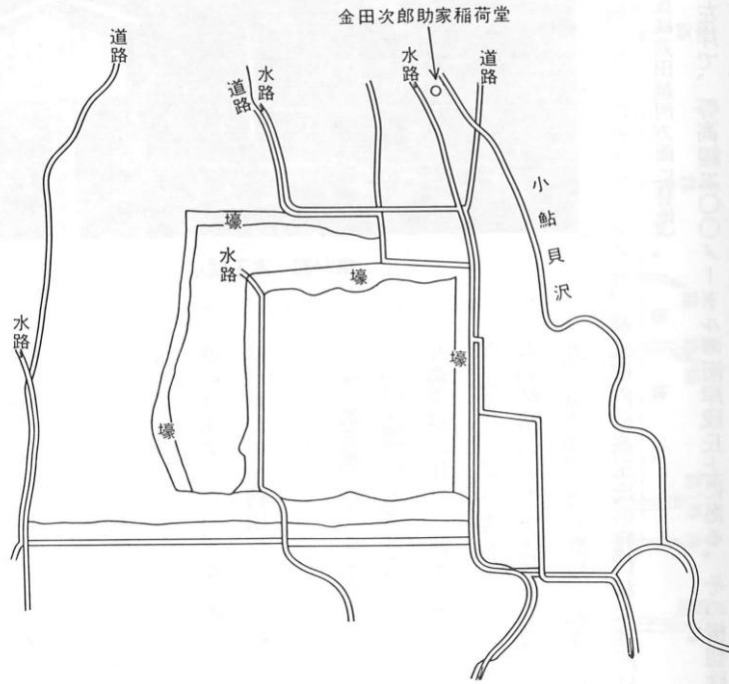
横越館や高玉館(いずれも後述)と比べてその区画は整然としていないが、構図や規模はこれらに近いものをもっている。この「本館」の北隅、小鮎貝沢のほとりに金田次郎助家の屋敷神が立派に祀られている(当家の約三〇〇メートル東方にあたる)。

第33：本館（明治26年絵図より）



20間 (36 m)

- 字名 腰回、鮎の目を中心に水田の畔の状態から推定した館の構、現状は水田。
- 水田の畔は省いた。
- 二重の壕になっていたと見られるのが特徴であり、当然土塁を築いたものと考えられる。



(3) 八幡館（西高玉）

標高五八〇メートルの高さに在り、葉山の中腹の平坦部を利用した小規模な館である（現在テレビ中継所が建っている）。全面及び両側が急斜面で、後方尾根に続くところに二重の壕をめぐらしてある。三〇メートルほど下った北斜面に湧水がある。

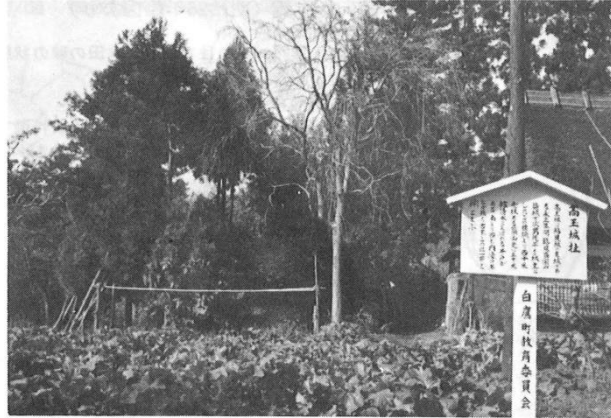
八幡館という名称については、各地に八幡太郎義家を結びつけた伝承があるが、これもその一つである。しかし、「八幡太郎義家刃」当地には来ていない、とするのが現今の定説のようである。この館は、誰がいつ利用したのか伝わってはず、館というよりもチャシなのかもしれない。

(4) 高玉城（館……東高玉）

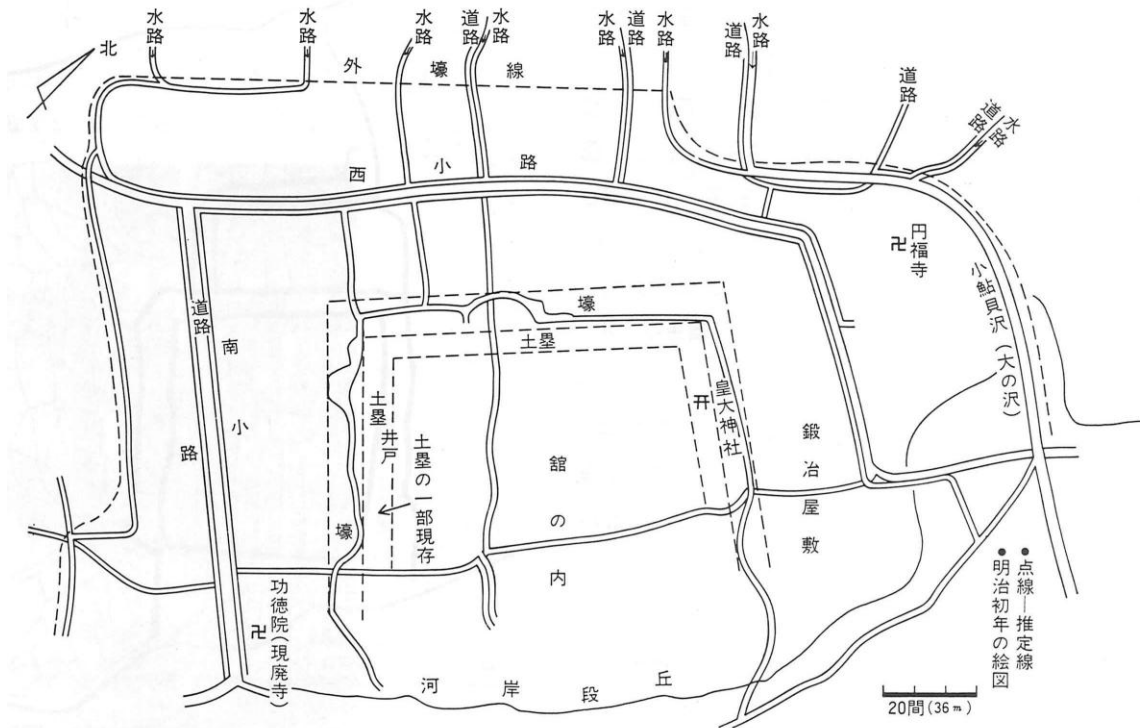
「伊達世臣家譜」によれば、鮎貝宗重（日傾斎）の弟茂平が下長井高玉城に住み、高玉氏を称し四世にして亡ぶとあり、茂平の父盛宗（宗重の父）の築城と考えられている。天文二十二年（一五五三）の「晴宗公采地下賜録」に於ける高掬兵部大輔は、高玉郷の一部の外、五十川、寺泉郷の一部をも給せられ、諸役（税）が免除されており、これが高玉城に居った高玉氏であろう。高玉郷内の高玉氏の宛行れた地所は、伊達氏の有力地頭舟生式部の所領であった（舟生氏は苅田越河方面に替地）。

高玉城は最上川左岸で、等高線二〇〇メートルの河岸段丘上にある。その構想は横越の館を模したものらしく、約一町歩の館内とこれをめぐる土塁と壕、さらに南小路・北小路の住家をそれぞれ配置し、外周に自然の小流をも利用し外壕をめぐらした館である。現在、土塁、壕などの一部が形跡をとどめている。

鮎貝城にとつて高玉城の意義は、どのようなものであろうか。高玉郷は西に曹洞宗の巨刹瑞竜院があつて威を張り、郷内には数名の伊達家臣が所領を有しており、その中に於ける高玉氏には、鮎貝城の支城的価値が果してどの程度あつたであろうか。「輝宗日記」に見られるように、瑞竜院と争いをしている事実もある。



第34図：高玉城址



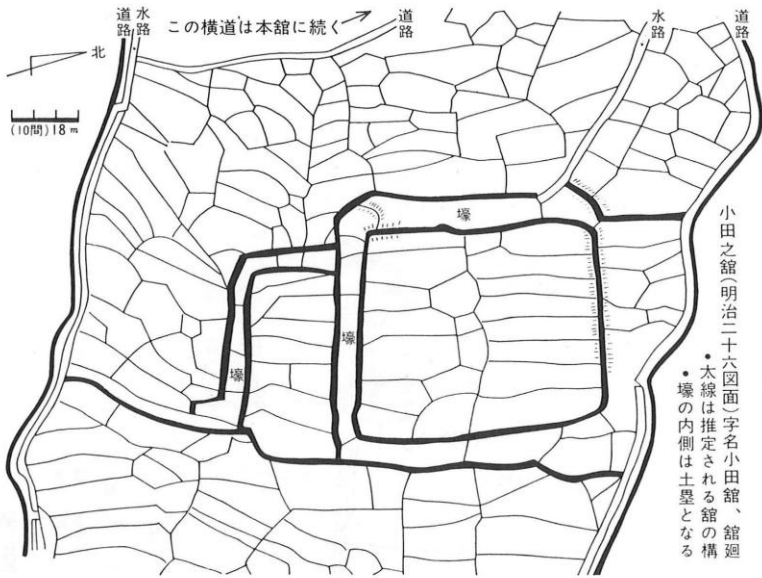
第35図：高玉城(館)

(5)小田館 (西高玉)

国鉄長井線蚕桑駅の西北で、一般に境前と呼ばれているところに、「小田の館」の地名がある。しかし、実際の館跡は、明治二十六年調整絵図によれば、字名「館廻」が主で、「小田之館」は前田にあたる。第35図で見ると、規模は小さく、備後館に似ている。役四〇間四方に壕をめぐらし、南方に複壕が見え、他の館と同じように壕の内側には土塁を築いたものである。

高玉郷の中世は、隣郷の白兔郷佐野伊勢屋敷から、この小田之館、沢之在家、本館、中島在家を結ぶ道路と、熊の目を通る山麓道、それに高玉城、鮎貝城を結ぶ道路が基幹道であり、主としてこれらの道路に添って人家があったのではあるまいか。中央の横道がいつすれたかを知る史料はない。ただ、明治二十六年調整絵図には鹿島(小田之館の前)と中島在家には宅地があり、その名残りを止めている。

第36図 小田之館(明治二六図面) 字名小田館廻



(6)横越館 (西横田尻)

横越館について『鮎貝の歴史』は、平安時代の末期永久(一一一三〜一一一七)、大治(一一二六〜一一三〇)の頃、京都の藤原安親なるものが平泉藤原氏を頼って下向し、藤原氏によって当下長井庄白川以北の庄官に任ぜられ、横越の地に居館を定め横越氏を称し、約二五〇年当地方の政治に当たるとする。後になって横越氏は鮎貝に城を築き、鮎貝氏を称したという。横越氏についての史料は皆無に近い。横越館の西北に毘沙門堂があり、その近傍で先述したような層塔の残片が見られるところから、横越氏時代のものではないかと推測される程度である。

横越館は第38図で示す通り、中央に居館、これをめぐって土塁、壕が作られ、その外周に南小路、北小路、西館の屋敷地を配し、前方に東町として町家を置きその前方が前田となっている。用水は前方の山地より流れる中ノ沢、上ノ山より導いている。

横越館は横越氏が鮎貝城に移った後、高德寺が建立(江戸時代初期)されるまではどのように利用されたか不明である。ただこれも推定にすぎないが、天文二十二年晴宗公采地下賜録によれば、大立目氏の一族大立目衛門への安堵状の中に、「下長井の庄、横越の惣成敗、横越知行の通り棟役、田銭、諸公事これを遣し候」とあり、大立目衛門は従来より横越の地に所領を有し、横越郷の惣成敗の職に任ぜられ、諸役(税)免除の恩典を与えられたことになる。



第37図：横越館跡

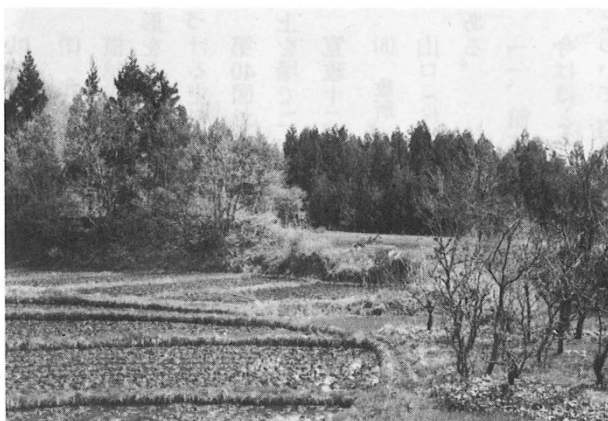
以上の文面から推定すれば、大立目衛門は横越館の地に居館していたのではないかと思われる。

(7)北館（西横田尻）

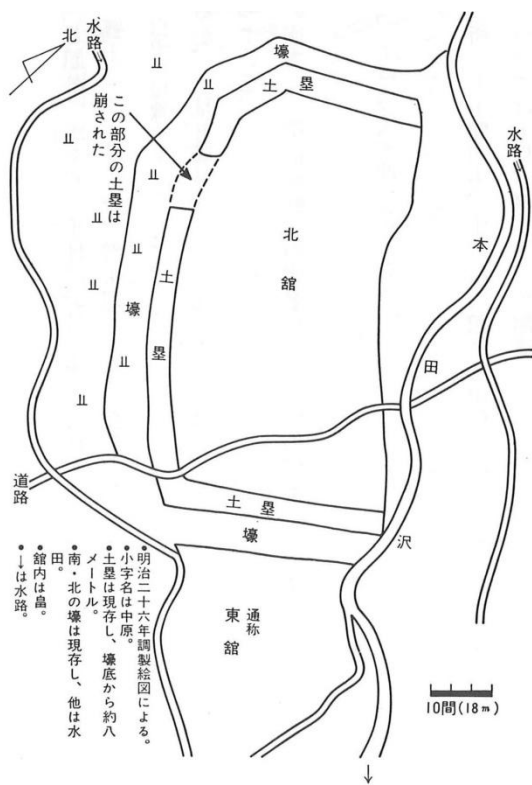
横越館の北東約一キロメートルのところに「北館跡」がある。平地における中世の館跡としては、町内において最も元形をとどめているところである。『蚕桑の郷土誌』には佐野伊勢十郎左衛門の館跡として紹介しているが、これを裏づける史料はない（天文の頃、佐野伊勢は、白兔に屋敷をもっていた）。

第40図で示すように、小規模の館であるが、土塁と壕がほとんど元のままなので、その昔をしのぶことができ、台上を壕で二つに区切っているのが他と違っている。

寛政十二年の横越村水帳には、この館の南方に「備前屋敷」の字名があり、この館主との関連が考えられる。



第39図：北館跡



第40図：北館図

(8) 政所 (萬所・山口)

山口 (佐野) に「政所」の地名があつて、江戸時代末期に蓮田右門の書いた「山口村鏡」には、次のように記してある。

「一、館跡壱ヶ所此の村の沖、萬所という所五〇間四方、山口殿の館跡と申伝、由来不知、今は畑になる。」

今はほとんど館跡のおもかげはないが、かつては土塁、壕があつて館跡としての痕跡が見られたという。この政所について『蚕桑の郷土誌』は佐野伊勢の政所であるとしているが、佐野伊勢のような小地頭が政所をもつことは考えられない。それよりも『鮎貝の歴史』に於ける「秀衡の世、安親鮎貝の近辺に居住す (鮎貝文書)」の方が、「政所」という内容から推して、より該当するのではなからうか。そうであれば、下長井庄北部庄官としての安親が生きてくる。ただし、これも全く確証を欠く。

(1) 鮎貝城

鮎貝地 等高線二〇〇メートルの、最上川左岸段丘を利用しての城である。『鮎貝の歴史』によれば、応永年間の初頭鮎貝成宗**区**の**館**が、横越の館を去つて、鮎貝城を築き移り住んだという。またそれ以前は、赤間氏の居館などの伝承があるが、確証はない。

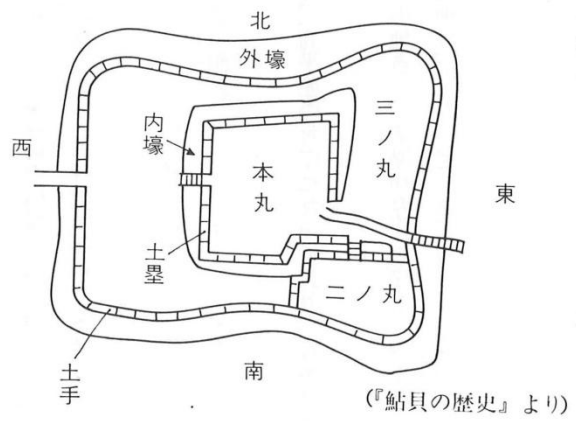
鮎貝氏築城後、落城までの城の規模等は全く史料がなく、後世江戸時代になり、宝暦年間に書かれたとみられる「鮎貝古物語」や、本庄氏所有の「文政四年四月中当館内支配下中居屋敷反畝相改候絵図面」などを手がかりに推定するだけであるが、その城跡は現在、鮎貝八幡神社の境内を中心とする地域と考えられる。

先に述べたように、天文二十二年当時鮎貝郷を中心とした箕和田、高岡、深山、黒鴨、栃窪、山口の各郷は鮎貝氏の完全な一円知行地であつたことはほぼ間違いないらしく、それに荒砥郷の一部、白兔、成田、草岡、川原沢の各郷にそれぞれ若干の所領があつたことがはっきりしている。

嘉吉三年 (一四四三) の飯沢文書に依れば、鮎貝氏の所領が「野川以北」にあつたことは考えられるが、「白川以北」についての推定を可能とする史料は無い。「羽黒神社縁起書」では、大鮎貝沢以北となつている。第 5 図は鮎貝城の略図である。



第41図：鮎貝城址



第42図：鮎貝城図



第43図：荒砥城址

(2)西向館（深山、上野）

平地とも高地ともつかない河岸段丘上の館跡であって、チャシとも考えられている。西向部落の台上で、一般には西向とも上野とも言っている。

標高二四〇メートルの実淵川右岸で、高平館の対岸になっており、後方台地に続く所に壕をめぐらしている。

(3)高平館（深山）

深山観音堂の北西約五〇〇メートルの地点で、実淵川左岸の崖上、やや独立丘のようになっていて、山地に続く分には壕を作っている。その直北の凹地は沼になっている。標高は二八〇メートルである。チャシとも見られている。

(4)高岡館

最上川と実淵川の合流点の北西で、標高二七九メートルのところ、現在白鷹町上水道の配水源地の施設がある。館山という名称だけで他は何もない。

(1)荒砥城

荒砥、十王 最上川の右岸独立丘に、鮎貝城に対する如く荒砥城跡がある。現在八乙女神社鷹山地区の館が祭られている。

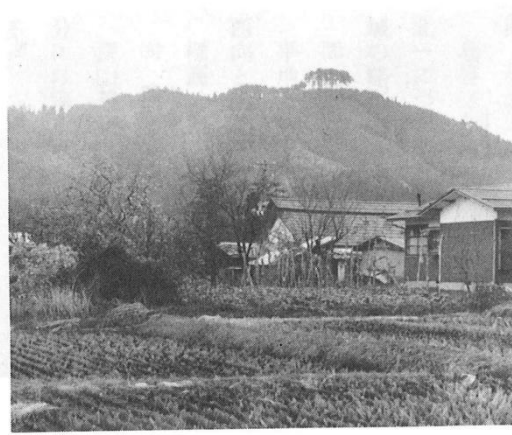
白鷹町教育委員会で建てた標札には、次のように書いてある。

寛治元年（一〇八七）源義家東征の際、戦捷を祈願し、石清水八幡宮を勧請し、八人の乙女に舞を奉納せしめた。その後石灘監物が丘上にお宮を建て八乙女八幡宮とした。永長の頃（永長元年は一〇九六年）荒川次郎清泰城を築き、更に元中の頃（元中元年は一三八四年）馬場将監壕をめぐらして大いに城郭を整備した。

これは伝承的な内容であるが、荒砥城の成立について一応の参考となる。

伊達氏時代に入って、桑島上野守、荒砥三郎、大立目氏三代などが居城したともいわれたい

るが、いずれも正確にはわかっていない。
現在の地形では状上部が三段の平地になっており、その下方が館廻りの平地である。現荒砥小学校は、江戸時代米沢藩の役屋跡である。この荒砥城址の地形はいろいろ手入れされているが、荒砥城の規模をしのぶことができる。



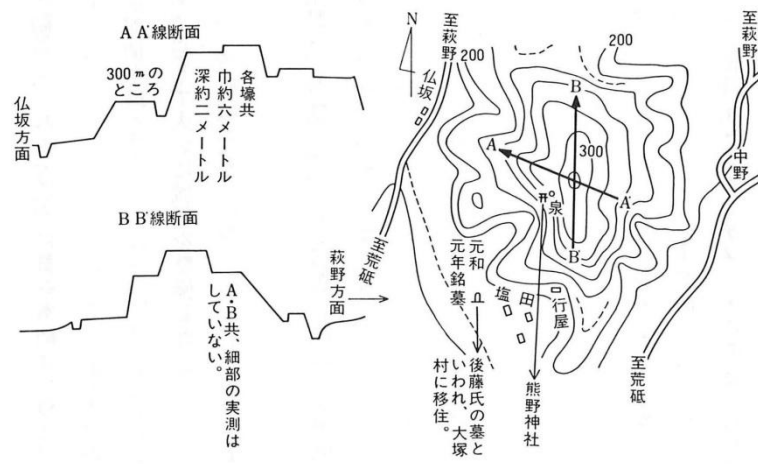
第44図：塩田館跡

(2) 塩田館 (十王)

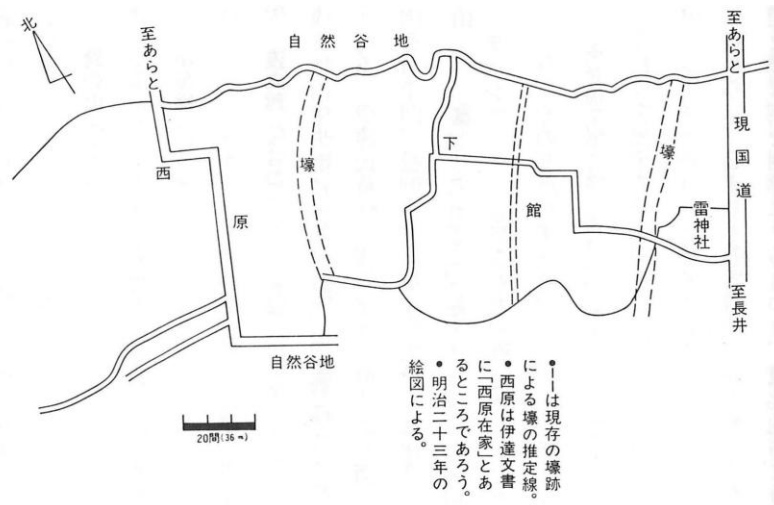
標高四〇〇メートルの独立丘で、萩野、中山方面の通路をおさえる要地である。この館には中世菊地兵庫の拠つたものとの伝承があつて、昭和二十五年前後刀の鏝が拾われている。直径七・八センチメートルの金ちらし象嵌の古鏝である。館の略図は第54図のようである。

壕の構築や、泉、熊野神社の配置と地形から判断すると、萩野・中山方面に向けての館構えと見られる。

中山に太郎坊館と呼称される館跡があるが、荒砥より山形に通ずる道の近傍で、中山の集落に入る前の馬背状の高地で標高四五〇メートルほどのところである。又、十王には十王館(仮称)とも称せられる館跡があるが、これは標高五八一メートルの金剛山に館山という名称だが残っている。



第45図：塩田館



第46図：黒藤郷下館

(1) 黒藤館（畔藤、仮称）

東根地 ここは「晴宗公采地下賜録」の中で、黒沢郷・桑島三郎左衛門とあるのは黒藤郷、桑島三郎左衛門の誤りであろうと

区 の 館 指摘したところで、畔藤の中心部で「館ノ内」の地名があり

西原館（下館）と同じように最上川右岸の河岸段丘上である。桑島三郎左衛門は、黒藤郷の中で互理分、松岡将監分、松岡紀伊守分を除いた外全郷についての所領を宛行れ、馬五匹を有し

黒藤館に居館した地頭で、永禄四年（一五六一）に熊野神社を再興したのもこの桑島三郎左衛門であろう。

川面は崖となっており、両側は壕をなして東面した館であったと考えられる。

(2) 下館（畔藤）

畔藤地区雷神社を含む後方の地で、国道に併行した壕を認め、南北の両側は自然流水を利用した深い壕となっている。土地の人は下館と呼び、『東根村郷土史』では桑原三郎左衛門時秋の居城であったとしている。この下館に関係ありとみられるものに松岡紀伊守があり、松岡氏は従来畔藤郷の「けとう在家・宮在家」を所領する伊達家でも有力な地頭である。「天正十二年段銭帳」では、松岡与三左衛門が「西原在家、花とう在家二間」より八二九文の段銭を納入している。西原在家は、下館に隣接した在家と思われる。

(3) 館の山（杉沢）

標高三六〇メートルの高地で、五段に段がめぐらされている。

(4) 小屋館 (浅立)

標高二六〇メートルの台地で、僅かながら周壕の残存を認める。

(5) 浅立館 (浅立)

浅立内中央部に「館屋敷」「館屋敷浦」「大屋敷」「堀ノ内」などの地名があり、中世における地頭の居屋敷跡と考え得る。伊達氏時代、浅立郷は「白川より南」として把えられているが、地頭が誰であったか正確にはわからず、松岡藤右衛門、松岡平六、梅津掃部助、梅津彦七などが、安堵状や、段銭帳などから拾うことができる。

山 塞

これまで、館とチャシとを区別することなく書いてきたのであるが、この中にはチャシと称されるものも有るものと推定されるので、『羽陽文化』(1, 525号)に載った川崎利夫氏の「山寨(チャシ)について」より、その要点を掲げる。

「東北地方には、チャシ、あるいは館とよばれて、西日本とは異質的な遺跡の分布を見ることができ、それは突出する丘陵端や、河川湖沼にのぞんだ台地を利用し、壕、土塁などの施設を設けた遺跡で、アイヌ人はチャシ、チャシコツと呼んでいる。

これらは、必ずしも石器時代に遡るものでなく、古代あるいは中世に使用されたものもあつたと思う。チャシと館の区別を困難にするものに、東北地方に分布する中世の山城との関係がある。中世の山城や館の存在にはチャシの影響は考えられるにしても、外形上からの本質的な区別は極めて難しい。もともと立地条件や構造は異なっているようであるが中世以降の館には、口碑や文献に記されている例が少なくない。しかし、チャシを後世改築して利用したものも存したと思われる。

チャシの分類としては

(1) 丘陵の突端部を利用したチャシ

- (イ) 突端が急傾斜をなし、後方の山続きの処は、一条〜三条の空壕、土塁を弧形又は直線状に設けたもの。
- (ロ) 突端部が緩傾斜のときは、後方を(イ)同様にし、その空壕を突端部にめぐらしてあるもの。

(2) 独立丘又は山頂に築かれたチャシ

単に山頂を平坦にしたもの。

(イ)

(ロ) 円形、楕円形、方形等のプラン（平地）を残し周囲全面に空壕、土塁のめぐるもの。

(ハ) 緩傾斜の要処に空壕、土塁。中段を弧状、直線状にめぐらしたもの。

(3) 平野部の河川にのぞんだ直線上の空壕、土塁が設けられたチャシ

チャシが従来、石器時代遺跡の如く解されてきたのは、チャシの周辺に多く縄文遺跡が存在すること、時にはチャシの内部より縄文土器や、石器が出土する例がかなり多数あることによるものと思われる。しかし、チャシ周辺には土器等や須恵器の散布地も少なくないものである。むしろ周辺に縄文土器の出土する石器時代の集落跡を附随しない例の方が少なく、むしろ例外に属する程である。縄文中期以降の多量の遺物を出土する集落跡が多い。

仮説としてではあるが、チャシはエゾの所産文化、エゾの抵抗のあととも考えられる。と、このように述べている。

白鷹町の場合、以上のことを考え合せると次の遺跡がチャシと考えられる。

(イ) 深山、西向。一条の空壕と土塁があり、空壕は突端におよび、一方は実淵川の断崖である。隣接して縄文中期の遺物が出土し、土師器も一個拾われている。

(ロ) 深山、高平。深山観音堂の西方、実淵川にのぞんで断崖をなして、一条の空壕が作られている。

(ハ) 高岡、館山。

(ニ) 高玉、八幡館。山腹の舌状部突端を利用し、二条の空壕があり、他面は急傾斜となっている。

(ホ) 西田尻、八幡館。

(ヘ) 中山、太郎坊館。

(ト) 浅立、小山。縄文期の遺物を見る。

(チ) 小山沢、太郎山。縄文中期の遺物の出土あり。

杉沢、館山。

3 伊達氏時代の金山（かねやま、鉾山）

中津川の 戦国期の諸大名は自己の力の増大を図る為に、鉾山の開発に力を注いだことは知られているが、長井氏時代は勿論、
 金掘り所 伊達氏時代のそれも史料的にははっきりつかまれている。次の史料は、下長井中津川（飯豊町中津川）の鉾山に
 関するものであるが、伊達領の鉾山史料として貴重なものとされている。これについて福島大学小林清治氏の解説があるので転記する。

（解説）

中津川之内金ほり候所惣成敗ニ

付而、同三郎四郎と令問答候。双方

理非聞届、彼金ほり候所之

事、其身ニ落着候。於自今

以後、不可有相違也。

仍執達如件

天正十五年丁亥年拾月三日 政宗（朱印）

中津川丹波守殿

（読み下し）

中津川のうち金掘り候所惣成敗に付いて、同三郎四郎と問答せしめ候。双方の理非聞き届け、かの金掘り候所のこと、其の身に落
 し着け候。今より以後において、相違あるべからざる者なり。仍って執達くだんの如し。

天正十五いひの年（一五七八）十月三日 政宗（朱印）

中津川丹波守殿

（解説）

伊達領下長井の中津川のうちの金掘り所の惣成敗をめぐる中津川丹波守と同三郎四郎との紛争を裁決して、丹波守にこれを安堵し

た政宗朱印状。縦三五センチ、横五一・五センチ。斐紙。形式から見れば書下状（かきくだしじょう）と称してよいが、内容を採って裁許状としておく。

金掘所の惣成敗は、金山（かねやま）すなわち鉾山に対する課役（課税）の賦課徴収およびこれにかかわる行政裁判権を掌握したものと見られる。

当時の伊達氏は、領国内の郡莊郷などに惣成敗を設定し、これに一定の行政裁判権と棟役段銭諸役の徴収進納の権限を付与して、領国支配の強化をはかった。惣成敗には、山川惣成敗、あるいは特殊な例としては「越後の通路山中百二十里の間の惣成敗」などが見られるが、この文書によれば、金山に関して固有の惣成敗の存在したことが知られる。

日付を本文よりも高い抬頭とし、「中津川丹波守殿」を政宗の署判よりも低い位置に書きとめる形をとっているのは、裁許状の権威とあわせて、中堅家臣に対する伊達氏の書札を示すものである。朱印は政宗が安堵状、宛行状など知行関係文書に押捺した「龍納」の印章で、天正十四年から同十八年のころに用いられた。筆蹟はこの種の宛行状の性質から当然のこととして、右筆のものである。

戦国大名の例にもれず、伊達氏にとっても鉾山は極めて重要視された。輝宗・政宗に仕えて奉行となり、領国の行財政に重要な役割をはたした鈴木和泉元信は、下長井横越白ヶ沢金山に関係した鈴木氏の出身であると伝えられる。にもかかわらず、戦国時代における伊達領の金山関係の根本史料は皆無といつてよい。この文書は、その点で稀有の史料として貴重である。

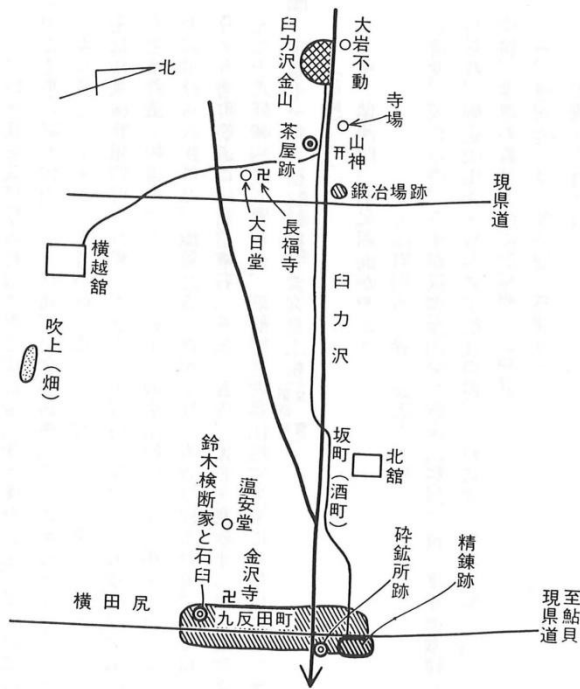
なお、当時の伊達氏の動静についてふれるならば、天正十三年秋大内定綱・畠山義継の領地である安達郡に出兵し、定綱を追って東安達（塩松）を収めた政宗は、十月の父輝宗の最期の後は、十一月安達郡本宮人取橋において佐竹・蘆名・白川・岩城・石川などの連合軍を迎撃してこれを押え、翌十四年七月には畠山氏を走らせて西安達（二本松）を掌握した。この文書を発給した十日後の天正十五年十月十四日、下長井北部の国人鮎貝宗信が山形城主最上義光に通じて叛するが、政宗は即日これを攻めて宗信を敗走、させ、鮎貝城を収容した。なお、この年九月には、豊臣秀吉のもとに使を發遣して馬を献じている（蟻坂文書）。

以上の説明の中にある「下長井横越白ヶ沢金山」については、次に記す。

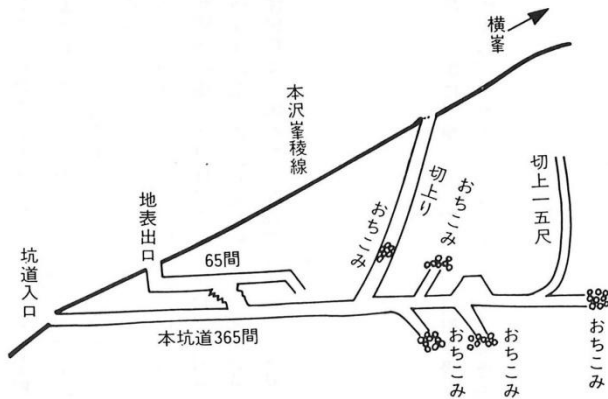
白ヶ沢
金山

中津川金山の「金ほり」について、天正十五年伊達政宗から中津川丹波守にあてた惣成敗の裁許状（前項）により、伊達氏の鉾山政策の一端を知ったわけだが、当地「横越白ヶ沢金山」については、採鉾の始期、内容、採鉾者、終

第47図：白力沢金山附近



第48図：抗道図（「蚕桑の郷土誌」より）



期等について、これを確実に知る史料がない。後世に書かれた文書、僅かに残る遺物、伝承などによって知るだけである。

白下沢金山について、先に掲げた小林清治氏の解説に「領国内の行財政に重要な役割をはたした鈴木和泉元信は、下長井横越白ヶ沢金山に関係した鈴木氏の出身であると伝えられる」とあり、『鮎貝の歴史』にもこれに関する記事がある。しかし確証を得る史料がないので、今のところ「伝えられている」の範囲を出ず、白ヶ沢の金山も中津川と同様伊達氏の領国強化の一役を担っていたものであるが、その責任者が誰であったのかわからない。

白ヶ沢金山についての伝承や、遺物をもとにして、これを略図にすると第47図のようになると、記録に残る白ヶ沢金山に関するものを抽出してみると、文化五年、鈴木源五左衛門由緒書上（鈴木家文書）

(前略) 且又其後横越村白力沢を申御金山永々多分相栄、年号之儀は、文龜年中より慶長年中までおよそ百拾力年余相栄申たる事に御座候由、右に付諸国之者共数多入込、市町相立申に付、横越村肝煎支配いたすべき様御座無く、新法に市日願上奉り候処、早速御叶下置かれ、横越村新町と市札、慶長十一年四月二十八日春日右エ門様御判にて御渡に成下され、其節先祖和泉檢断職仰付られ候。右之市札未取持仕候。其後御金山茂次第に不栄に罷成、市茂相立申すべき様御座無く候に付、右之市荒砥へ相讓申候段に御座候由、御金山始終百年余相栄申たる義に御座候処、田畑多分に永荒等も罷出候得は、御上より仰付けられ候には、他領之者共此所に住居も致度段これ有に於ては、早速住居到させ申べき段仰られ候に付、先祖其時分より当町筋道に持高拾壹石六斗三升五合、尤右高寛政十二年中反別より相附益候高に御座候。右之地所を以て名子屋敷根元二十八軒御割渡下置かれ、則他国之者共江地方先祖にて無代にして永代貸渡住居致させ申候処相違御座なく候。(下略)。

(2)宝曆十一年、横越村鎮守堂宮書上帳(新野家文書)

(前略)

一、毘沙門 七尺四面かやふき

九反田町別当鈴木源五左エ門

右御堂、天正年中、うすが沢御金山栄て御金山繁昌に付、奉祝御堂建立仕り、長々栄申に付慶長九年四月中、当町市場に仰付られ、御金山出入人数共に支配仕申候、これにより檢断屋敷の内に御堂建立仕候処、宝曆六年四月中御堂縁起共に焼失仕申候、本尊の義は金佛に御座候(中略)

一、運安堂 はり間壱間 行間九尺

御縁日九月九日

中条周防家来別当 伊藤九郎右エ門

右は、伊藤九郎右エ門畑地竿同の内に建立致来候、子細は其昔天正年中より銀山御金山栄え申節、御金山並全町人民繁昌のため、御金山山先九郎右エ門地方畑林の内に建立仕来申候(下略)

(3)天明三年、横越村困窮百姓共願書(新野家文書)

(前略) 当村之義は、先年、うすが沢御金山永々栄り申節、石・砂多分に押しかけ、池之端・笠松前と申所と、谷地・御坂町に

今、田形有申、右の私下、田地皆以寒立罷成（下略）

(4) 『藩制成立史の総合研究（米沢藩）』所載

（前略）米沢藩の鉱山で寛文〜元禄頃までの史料に現れるものは次の通りである。

長井地方

横越白力沢金山西置賜郡蚕桑村横田尻

（中略）

しかし史料の上で、鉱山政策の初見は慶長十四年以降である。即ちこの年、在藩奉行平林正恒宛在府（江戸）の直江兼統条書に、北条金山（萩金山）の運上金の件、および横越銀山が良山ならば灰吹は幕府の法度なる故砂金にて掘集めるべきことなどを指図して、山況の報告を命じ、「金山之書付披見了、仕置可然候事」「鉛山之儀一切無用之事」などと鉱山支配について度々打合せている。鉛は灰吹精錬の媒介用として、また銃丸製造用として必需品であったが、米沢藩では開掘見込薄のため「無用」と指図したものと思われる。（中略）

寛政三年荳戸太華著「樹畜建議」に「金山、御領内金山先年盛候山々相尋候処、左之通」として記された鉱山は次の通りである。
宇須力沢銀山（横越村、田尻村）

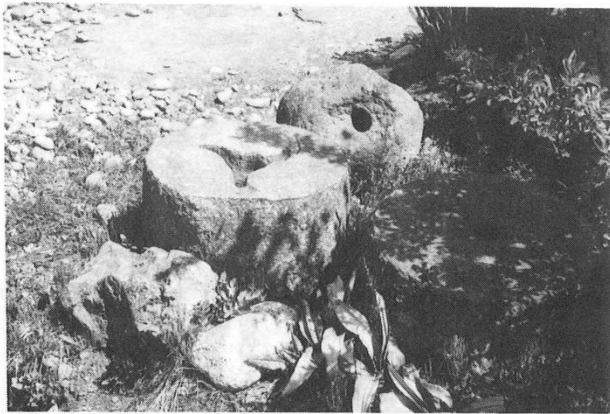
（外略）

(5) 「金沢寺由来」『蚕桑の郷土誌』より）

天正五年開山、僧良讚上人の時白力沢鉱山崩壊し死者多くを出し、更に悪疫流行の為人夫並に里人の病死夥しきに依り開業人伊藤三郎兵衛、検断職鈴木和泉、我妻刑部等と語り合い村内字西町裏と称する浄地に古き年代の金剛地藏堂あるに基き、この地に一字を創建し、その冥福を祈ったという。創立の根元は金剛地藏尊白力沢開鉱の縁故を以て山号を金剛山、寺号は金沢寺である。

以上が白ケ沢金山についての記録（論稿）であるが、最盛時の資料は一つもなく、すべて後世のものである。

第88図が示すように白ケ沢金山の存在を裏付けるものとしては、金山現場附近の坑口（今はほとんど埋って見ることができない）、大岩不動（これも現在は無い）、鍛冶場跡（横沢栄一氏後方）、坂町（酒町）、寺場（白力沢金山にかかわる寺という）、茶屋跡（坑夫相手の茶屋という）、山神、精錬所（馬場祐吉氏附近）、碎鉱所（絹市川辺）、金沢寺、蘊安堂などがある。（第87図）。



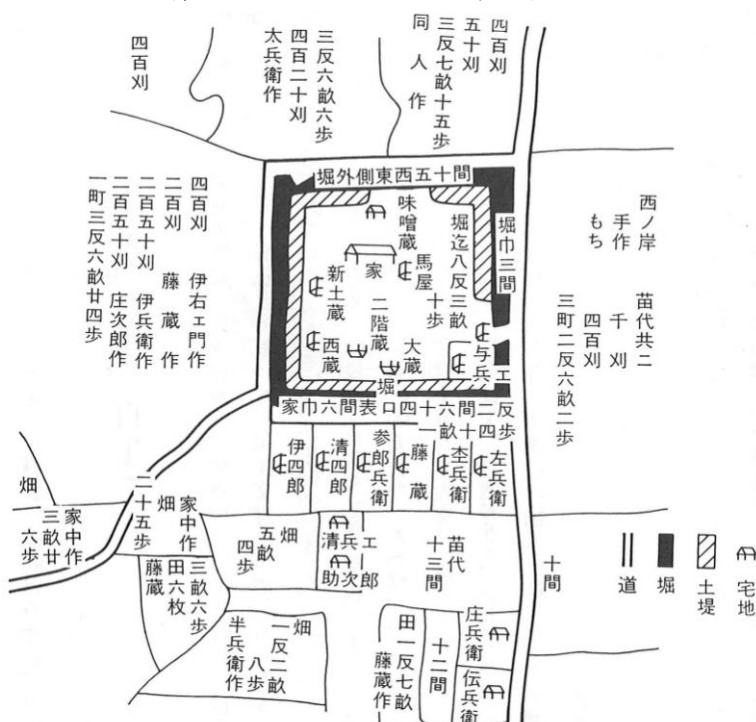
第49図：石臼 (鈴木宏氏蔵)

その他検断鈴木源五左衛門の子孫宅に、碎鉦に使用したと見られる石臼(第49図)が一基ある。また、昭和三十年頃碎鉦所(第49図)附近で、絹市川改修工事の際石臼が二、三基見つかったが、そのまま護岸築堤下に埋まったという。

臼力沢金山が果して誰の手によって採鉦されたのかについて、『鮎貝の歴史』では鮎貝氏の独占かくし金山説をとっているが、一説には伊達氏によってなされたともいわれている。本書では後者をとりたい。それは前にもふれたが、臼力沢金山の盛期といわれる頃は、同金山のある横越郷には既に伊達氏の有力家臣が植宗によって所領を安堵されているからである。また天文の乱後の行賞では、鮎貝氏は横越郷に一カ所の所領も宛行れていなく(政策的なものであったかもしれない)、かえって大立目衛門を横越郷の惣成敗に任じているのである(金山の惣成敗については不明)。

慶長十一年(一六〇六)に検断職に任ぜられた鈴木氏と、山先(坑夫頭)の伊藤氏については、同金山の盛期にどのような役割を果たしたのか、またその出自はどのようなものか一切不明であって、ただ越後引越とあるだけであるが同金山において主要な役割をもっていたとすれば、採鉦についての知識なり経験なりがあつてそれを買われたのではあるまいか。江戸時代に入ってから、その末期であるが「鮎貝御役屋仕日記」(小島家文書)などでは、同金山の採鉦に名をかりて「ばくち場」になっていたともあつて採鉦の痕跡はうすい。

第50図：川西町犬川土豪屋敷



長井政太郎氏「散村の発達」より転載

4 中世の農民（百生）

在家と屋敷

現在各地に「何々在家」、「何々屋敷」とよばれる地名或いは呼び名の所がある。これは中世の農村形態の名残りであって、伊達文書に出ている「在家」、「屋敷」は家臣に対する所領の宛行単位や、段銭徴収の単位とされている。

て、「在家」名が圧倒的に多い。

伊達氏時代においては「在家」は段銭（納税の一種）徴収の単位とされている。天正十二年下長井段銭徴収の記録の中で、新砥郷の「みやう阿弥在家七〇〇荏役に二八九文」「ほそこみ在家四〇〇文」、浅立郷の「とう志う在家一〇三文」などが見えており、この段銭が段銭上納人（段銭沙汰人、段銭請負人）である特定人、或いは農村に成長していた「おとな」と呼ばれる「おとな百生」を経て伊達氏に納入されている。「屋敷」名の方は、当地においては記録に見えないが、五十川郷の「先達屋敷」「木の下屋敷」などと他の地方には数多く屋敷名がでているので、おそらく当地においても同様に段銭徴収の単位として「屋敷」も取扱われていたものと思われる。

一方、伊達氏が家臣への所領宛行いの単位として「在家・屋敷」を取扱ったものとしては、永正十七年竜島院に宛てた安堵状の「横越郷、道満屋敷」、大永二年舟生右馬助への安堵状「掃部屋敷」「はけの道、林屋敷」、大永三年松岡土佐守への安堵状「荒砥郷畠中在家」「黒藤郷細こえ在家」、松岡房への安堵状「黒藤郷道明在家」、天文二十二年晴宗公采地下賜録においては「荒砥郷川部屋敷」「黒藤郷けとう在家、宮在家、きしの在家」、「横越郷紀藤二郎在家」が見えており、他の地方においても数多くの「在家、屋敷」が所領宛行いの単位とされている。

以上のように、家臣に対する所領宛行いの単位や、段銭徴収の単位とされた

「在家、屋敷」とはどのような内容をもっていたものであろうか。当地にはこれを明らかにできる史料はないが、大永五年（一五二五）頃、下長井黒沢郷の坪沼在家は梅津備後守から湯村犬松に売られ、湯村犬松の買地として伊達植宗がこれを安堵しているが、更に天文二十二年（一五五三）晴宗は天文の乱の結末として湯村藤左衛門にこれを宛行っている。この在家の住人は佐藤姓を名のる有力な農民で、天正十二年（一五八四）の段銭帳では黒沢郷の段銭沙汰人となっている。佐藤家には合計一〇軒の家中（名子）がおり、主家から耕地、家を借りて年貢を納めていた。

坪沼在家と同様な在家のありかたを示すものとして、第30図のような絵図がある。

この図によると当時の土豪は、屋敷の周囲に土塁・壕をめぐらし手作地を有し、名子・下人に家を持たせて耕作に従事させていた。このような屋敷構えは当時の土豪の一般的な姿であったと考えられ、前述の（第2項）小田館・備後館・本館・政所・浅立館などはこの類に属するものと思われる。また、横越館・高玉城・黒藤館・下館などは、規模を大きくしたもので非常に似通った条件（構造、機能上）を備えている。

当地方の 従来の在家形態が領主の政策（領民の把握と徴税の増加）や、農民の自立によってかかっての営農形態の崩れた江戸**在 家** 初期、「寛永十四年畔藤村検地帳」の中で、この時期の「在家」がどのようになっていたかその一部を第8表で見ることとする。

第8表：寛永十四年畔藤村検地帳に於ける在家の内容

在家名	名請人	屋敷面積	田畑面積	備考
原 在 家	文九郎 文二郎 藤七郎	反 七 歩 一、三、〇 六 〇、九、一 八	町 反 七 歩 四、五、〇、二 七 九、八、〇、二 八 〇、四、八、一 八	
	市右エ門 同 次郎左エ門	一、九、二 七 〇、二、一 二 一、三、〇 三	四、八、六、一 七 八、〇、六、〇 〇	肝煎 名子屋敷 肝煎

西原在家	けとう在家	下の在家	兔在家	宮在家	川(かないけ)在家	岡の在家	きしの在家
同 孫左エ門 惣右エ門 次郎兵衛	五郎右エ門 十郎右エ門	与四郎 美濃守 二郎右エ門	仁助 右三 エ門	清蔵 二郎兵衛	平十郎 同 彦十郎	惣二郎 平左エ門 彦三	九郎右エ門 同 弥吉
〇〇、 三五、 二〇 一三		〇、 六、 〇 〇	〇、 五、 二七	一、 〇、 〇 〇	〇〇〇、 八四、 二〇〇 一九六	〇〇〇、 二六八、 二〇一 一〇二	一〇、 一七、 一〇 二六
〇〇〇、 三五、 〇六五、 〇〇一 一九九	二二、 三九、 九八、 一二九	〇〇三、 〇六二、 二五九、 一一二 五八六	〇一、 一五、 二六、 〇〇 九一	〇三、 五九、 九〇、 〇〇 〇二	二二、 七、 七、 七、 〇二	〇三四、 七九六、 四四八、 一〇〇 二九九	〇二、 五一、 八九、 二一 二七
					隠居分		名子屋敷 小走 小走

源 左 エ 門	孫 兵 衛	惣 兵 衛	藤 三	惣 右 エ 門
〇、一、五、一五	〇、一、一五	〇、三、二一	〇、〇、九、一五	〇、二、一、一五

第8表では、従来の在家の様相を正確に見ることはできず殆んど分解した形になっている。「きしの在家」、「西原在家」は現在の町通りにあるので分解も早く、細分化されたものと思われるが、他の在家「原在家、岡の在家、川在家、宮在家、兔在家、下の在家、けとう在家」は、検地帳の内容を見ると同族による分解と見られるので、従来は、その在家主たる「本家」によって「在家営農」がなされていたものであろう。

各々の在家の営農規模は大小様々で、この表で見る限り原在家は約一五町歩（屋敷共）、きしの在家も約一五町歩、岡の在家は約一〇町歩余、川在家は約五町歩余、宮在家は約四町五反歩、兔在家は約一町七反歩、下の在家は約四町歩、けとう在家は約五町歩余、西原在家は約一町五反歩などとなっていて、小は一町歩余から大は一五町余とその差が大きい。もっともこの表の時期は、上杉藩の開墾政策が熱心に進められた時であり、これに従事する農民（下級武士なども含み）が多くあったから、田畑の所有面積が急速に増大したことを考慮しなければならぬが、これを計算に入れた場合でも「在家の営農規模」は一町歩から十町歩前後であったとみて差支えあるまい。

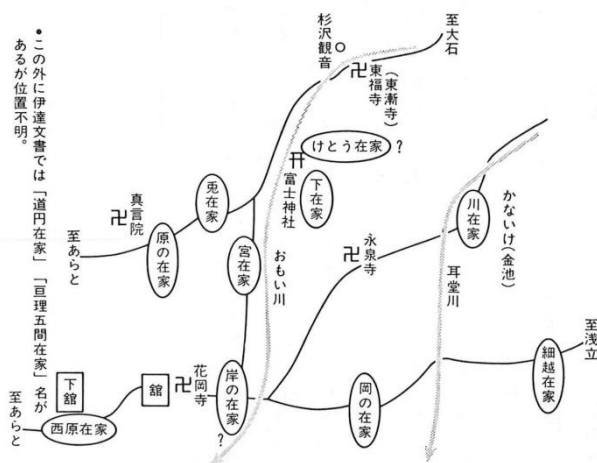
在家主は、現在の営農のように夫婦二人で数町歩の田畑を耕作することはできないから、当然隷属する農民が必要である。所謂「眷族・名子のもの以下の男女」（塵芥集）であった。寛永十四年の時点でも畔藤村では「名子屋敷、水のみ」が二七筆も記されていて、従来は在家主の屋敷に多数の複合家族が住み営農に従事した。この様な従属農民も独立自営の形をとって「半在定」（長井市白兔にこの地名がある）、「片屋敷」（横田尻）、脇在家・新在家となり、やがて完全に独立して「在家」の形となり、従来の在家は細分化され分解していった。

在家の営農状態が崩れ、小農民の自立経営が目立ってくるのは、太閤検地以降江戸時代に入ってからであるが、そのきざしは既に戦国時代に見られ、よくいわれる「何々村の草分け何軒」という伝承は、在家時代もしくは在家がやや分解しかけた頃を指すものである

伊達文書	寛永十四年検地帳	現存地名
細こえ在家・細越在家 ほそこみ・おそこし	ほそこへ	細越
道明在家		
巨理分五間在家 巨理分五間	理りやしき	
花とう在家・けとう在家 宮在家 さしの在家	下道 宮ノ在家 さし・岸 下ノ在家	宮在家 下在家 西原
西原在家 川在家・川ないけ	原在家 兎 岡ノ在家	金池 西原 原在家 兎在家 岡

う。在家分解が進んだといわれる江戸時代初期の資料に、「寛永十四年（一六三七）畔藤村検地帳」（紺野家文書）がある。畔藤村については、既に述べたように（第二節第4項）、伊達氏時代に「黒藤郷」として名があり、若干の在家名も見える。天正十二年の段銭帳には「おとな百生」の名もあるが、「おとな百生」は、在家は百生が力を得て郷村の軸をなすものといわれ、黒藤郷では有力な「おとな百生」が育ち、彼等によって黒藤郷が構成され、段銭の徴収・納入が「おとな中」によってなされていた部分があったのである。

第51図：黒藤郷の在家の位置



伊達文書、寛永十四年畔藤村検地帳、現存地名によつて、黒藤郷の在家を記したのが第9表と第51図である。黒藤郷では以上の外に「何々在家」と呼ばれた所はあつたと思われるが、今ではわからない。

黒藤郷の在家名が多いのに対して「屋敷」名の多いのが「山口郷・高玉郷」である。これが「何々屋敷」、「何々在家」は同様なものであるといわれるゆえんであろう。

伊達氏時代以降、在家名・屋敷名の存在するところは次のようになる。

(高玉地区)

町屋敷 土屋敷 鍛冶屋敷 館屋敷 新屋敷 鮎貝沢屋敷 采女屋敷 稻荷屋敷 地藏屋敷 番匠屋敷 木下屋敷 懸屋敷 三角屋敷 寺屋敷 稲村屋敷 雪舟町屋敷 角在家 善八在家 沢ノ在家 双六在家

(横田尻地区)

空屋敷 片屋敷 備前屋 焼屋敷 元屋敷 道満屋敷 紀ノ藤二郎在家 高野在家 度在家 小洪在家 繁昌在家

(山口地区)

加賀屋敷 新(荒)屋敷 所屋敷 沖屋敷(青木屋敷・大木屋敷) 森屋敷 中屋敷 浅(朝)見屋敷 友屋敷 赤間屋敷 藤馬屋敷 御陣屋屋敷 左在家 政所(萬所)

(鮎貝地区)

中川原舟守屋敷 御屋敷(俗称、江戸時代)

(深山・高岡地区)

上在家 中在家 下在家 五味屋敷 寺屋敷 古屋敷

(浅立地区)

館屋敷 大屋敷とう志う在家 川原在家 原在家

(畔藤地区) 前述

(荒砥地区) ……十王を含む…

川部屋敷 (荒砥郷の内) 畠中在家 めやう阿弥在家 めぐりや在家 中屋敷 陣屋 花在家 新屋敷 横屋敷 大金屋敷 館ノ内

(萩野地区)

陣屋式 居屋敷 寺屋敷 中屋敷

屋敷神は一般には稻荷が多く、八幡・熊野・神明・諏訪などさまざまであるが、いずれも一族、一家の無事息災と繁栄を願い、生産物の豊饒を祈る。西高玉の橋本家(橋本孫太郎氏)の屋敷神(阿弥陀)の鰐口には、次のような銘が刻まれている。

(表) 奉掛金屋神之御宝前鰐口一輪之事施主西元四郎左衛門政直

(裏) 于時天正拾六戊子十一月廿八日藤原氏海老原尚次

これは直径九センチメートルの小さいもので、天正十六年(一五八八)十一月は鮎貝氏が亡びて一年余のことである。橋本家の屋敷神の祭りは、精進潔斎をして厳かに行われるという。



第52図：橋本家鰐口

5 下地中分

下地中分とは、領家（莊園領主）と地頭がおなじ地域の莊園を支配しながらそれぞれに規定額の地代をとること（これが莊園制の本来的ありかたである）をやめて、土地自体（下地）を分割してめいめいが独自の支配を行い、以後たがいに干渉しないようにすることをいうが（『日本の歴史』第八卷中央公論社）、鎌倉中期頃から南北朝末期頃までに行われた年貢・土地の論争に対する解決方法の一つで、上分（年貢・公事以下一切の剰余生産物のこと）を生み出す土地すなわち「下地」を分割するものである。横越郷きたかた北方、高玉郷みなみかた南方（第二節第4項）は下地中分が生んだ結果である。下地中分の分け方は、南方・北方とするもの、西方・東方とするもの、上方・下方とする場合などがあるようで、下長井地方では、吉田郷・萩生郷・寺泉郷、当地の高玉・横越の両郷に見られる。高玉、横越の両郷に見られる。高玉、横越の両郷の論争については南方、北方の語句を知るだけであるが、高玉郷の南北の境界は、小田館―備後館―本館を結ぶ線と考えられ、横越郷の場合は、横越館西部が北方、東部が南方に分けられたと推定される（伊達氏の安堵状より）。

上杉氏時代の初頭鮎貝城主となった中条氏が、越後国奥山庄の地頭であったときにおきた論争について、「中条古文書抄」（米沢市立図書館）により紹介する。

越後国奥山庄雑掌円政と中条地頭和田七郎茂明相論所条々。

一、可_レ被_ニ顛倒_一請

右如訴状は、領家進上の地也。西地頭号_ニ請所_一打正預所入部云々。如_ニ陳状_一は任_ニ先例_一恙地所、至_ニ子孫_一は、不_レ可_ニ相違_一の由、仁治・寛元御下知分明の上は、争領家進上の旨、可_レ掠哉云々。如_ニ茂明所進_一、仁治元年十月十日下知状は、越後国奥山庄雑掌盛遠と、地預所右近将監尚成と地頭高井兵衛三郎時茂相論条々一撫注事云々（所詮略之）。如_ニ寛元二年七月二十一日下知状_一は、越後国奥山庄雑掌盛遠と地頭高井兵衛三郎明茂法師、相論注間事、就_ニ尚成和与状_一、如_ニ時茂法師所給_一、仁治元年御下文は撫_ニ注事_一被_レ載、名月の上諸所事、至_レ于_ニ子々孫々_一不_レ可_レ有_ニ相違_一云々。

仍雖_ニ不_レ載_一、仰詞入_ニ篇目_一の間非沙汰の限敷。早停止盛遠監訴任_ニ先下知_一旨為_ニ請所_一の条分明也。彼時成敗、難_レ被_ニ改替_一の間、国政訴訟不_レ及_ニ沙汰_一写

一、中分事

右為_レ全_ニ向後年貢_一、可_レ被_ニ折中_一下地之旨雖_レ申_レ之訴訟之趣、為_ニ非_レ扨_一の間同然矣。

一、年貢事

右国政則令_ニ对押_一之由申_レ之、茂明亦致辦之旨申_レ之者、遂_ニ結解_一、有未進者、可究濟也焉。

一、色代事

右如_ニ国政_一申者、以_ニ現物_一可_レ收納_ニ之_一、茂明申者仁治元年被定納法、被_ニ下知_一之上者今更不_レ及_ニ子細_一云々者。如_ニ仁治元年九月二十七日_一、預所尚茂和与状者、越後国奥山庄預所尚茂条々定置和与。

一、御米京定佰斛。_(百石)但代之時者、右別錢_(六)陸百文定

一、御服綿千兩。但代之時者、拾兩別錢八百文定

右預所と地頭成_ニ和与_一議

令_ニ言上_一事由、於_ニ領家之處_一、被_ニ聞食_一之由、被_ニ仰下_一畢。随自_ニ先例_一為_ニ諸所_一至_レ于_ニ子々孫々_一永不_レ可_レ有_ニ預所入部_一云々(他事略之)。

如_ニ同十月十日_一下知状_一者、越後国奥山庄預所右近將監尚成と地頭高井兵衛三郎時茂相論条々。尚成と時茂令_ニ和与_一畢。

如_ニ尚成去九月二十七日_一和与状_一者。

京定御米百石、色代時者、右別錢六百文、御服綿千兩、色代時者拾兩、別錢八百文、

依_ニ先例_一為_ニ請所_一不_レ可_レ有_ニ預所入部_一、至_ニ子々孫々_一不_レ可_レ有_ニ相違_一云々。同前者仁治下知状現色可_レ任_ニ領家意_一之状顯然也。而自_ニ仁治以來六十余年_一濟例今更難_レ被_ニ改替_一之由、茂明雖_レ申_レ之所務者不_レ可_レ依_ニ年記_一之由、被_ニ定下_一之上者、於向後者、現色兩樣領家尉意也矣。

以前条々依_ニ鎌倉殿仰_一下知如件。

嘉元二年十二月二十六日

相模守平朝臣 在判

左京權大夫平朝臣在判

- ・ 寛元二年―一二四四
 - ・ 嘉元二年―一三〇四
 - ・ 中条家の祖―三浦、和田
- 以上の文面でわかるように、中条の地頭和田七郎茂明は論争を起し「下地中分」を主張したが、「先例に従うべし」として敗訴になったものである。

- ・ 預所―庄園の現地管理者
- ・ 雑掌―預所は現地に行かず代官をして事務をとらせるが、雑掌はその代官である。田畑を農民にわり当て、年貢の額をきめ、収納にあたる。

6 古銭の語るもの

『鮎貝の歴史』は、昭和二十四年秋、鮎貝白山続きの文殊山中腹で開墾中約八キログラムほどの古銭が、高橋卓司氏によって発掘されたことを記し、この古銭は開元通宝をはじめ永楽通宝まで五〇余種の中国銭貨で、天正十五年（一五八七）の鮎貝氏の滅亡につながるものでないかとしている。

その後、昭和四十五年頃、高橋卓司氏発掘地の間近い所で、横沢由太郎氏によって約一二キログラムの同様な古銭が発掘された。その種別、数量は第二〇表の通りである。この銭貨は、中国の唐代、開元通宝から明代の宣徳通宝まで四五種あって三、四〇〇枚ほどになる。日本でも中国銭貨と同名のものが後世鑄造されているが、発掘された古銭は、宣徳通宝（一四三三）まで大部分が中国、朝鮮で造られ我が国に輸入したものであろう。

横沢氏の発掘した地点は江戸時代初期（元和八年から寛文四年まで）、鮎貝城代であった春日主膳の屋敷であったといわれている所である。以上二カ所から発掘された古銭は、銭貨名とその鑄造年代から見て『鮎貝の歴史』が云う如く天正十五年に伊達政宗に叛して敗れた鮎貝氏にまつわるものとして差支えないのではあるまいか。ただし銭貨の最終年号宣徳通宝（一四三三）と天正十五年（一五八七）の間には一五四年の開きがあるが、これも『鮎貝の歴史』が述べているように日本の銭貨鑄造政策と銭貨輸入策とによってできたもので、豊臣秀吉が天正十五年天正通宝を造る以前のものとしてよい（この間に日本の鑄造銭貨、太平・天元・開元・政和・永楽の各

通宝が鎌倉時代、足利時代に造られているが、これらの銭貨が交っていてもおかしくない。

第10表：発掘された古銭（銅貨）

銭貨名	枚数	中国銭		朝鮮銭		日本銭	
		時代	西暦	時代	西暦	時代	西暦
開元通宝	219	唐	621 845 966	高麗	998	足利頃	
乾元通宝	8	唐	758 759	高麗	998		
宋通元宝	8	北宋	968			鎌倉頃	
太平通宝	15	北宋	977				
淳化元宝	6	北宋	990				
至道元宝	52	〃	995				
咸平元宝	23	〃	999				
景德元宝	52	〃	1005			天正頃	
祥符元宝	73	〃	1008			万治2	1659
祥符通宝	29	〃	1009			天正頃	
天禧通宝	44	〃	1018				
天聖元宝	95	〃	1023			天正頃 万治2	1659
景祐元宝	47	〃	1034				
景祐通宝	339	〃	1039				
至和元宝	76	〃	1054				
至和通宝	26	〃	1054				
嘉祐元宝	23	〃	1057			万治2	1659
嘉祐通宝	17	〃	1057				
治平元宝	23	〃	1064				
治平通宝	50	〃	1064			天正頃	
熙寧元宝	293	〃	1068			万治2	1659
元豐通宝	212	北宋	1078			天正頃	
元祐通宝	251	安南	1251			万治2	1659
元祐通宝	251	北宋	1093			天正頃	
紹聖元宝	109	〃	1094			天正頃 万治2	1659
東国通宝	2			高麗	1097		
元符通宝	42	〃	1098				
聖宋元宝	93	〃	1101				
大觀通宝	18	〃	1107				
政和通宝	102	〃	1111			足利頃	
宣和通宝	5	〃	1119				
建炎通宝	1	南宋	1127				

紹正	興隆	元元	宝宝	1	〃	1131			
淳	熙	元元	宝宝	1	齊	1158			
紹	熙	元元	宝宝	10	南宋	1174			
慶	元	通	宝	7	〃	1190			
嘉	泰	通	宝	4	〃	1195			
嘉	定	通	宝	1	南宋	1201			
紹	定	通	宝	14	安南	1573			
淳	祐	通	宝	8	南宋	1208			
淳	祐	通	宝	5	〃	1228			
皇	祐	元	宝	10	〃	1241			
景	宋	元	宝	16	〃	1241			
咸	定	元	宝	15	〃	1253			
大	淳	元	宝	1	〃	1260			
洪	中	通	宝	1	〃	1265			
永	武	通	宝	1	明	1361			天正頃
朝	樂	通	宝	193	〃	1368			天正・
宣	鮮	通	宝	452	〃	1408			元禄頃
判	徳	通	宝	6			朝鮮	1423	足利頃
	読	困	難	10	明	1433			天正～慶長
				55					
合			計	3,223					

- ・ 銭貨名・鑄造年代は『昭和古銭価格図譜』による。
- ・ 中国銭と同名の日本銭が造られているが、この発掘古銭の中には日本銭はないものと思われる。
- ・ 以上の内、背面に文字あるいは記号の刻印のあるもの 25 枚。

1 中世の宗教

中世の宗教を知る史料としては、神社・仏閣の縁紀、建造物、仏像などがあり、また、層塔、板碑なども重要な手がかりとなる。いつの時代でもそうであろうが、民衆の信仰や傑出した宗祖の力もさることながら、時の権力者によってその興廃が左右されたことが多いのである。当地にあつては長井氏時代・伊達氏時代を通じて、この両氏の宗教政策とも言うべき者の影響と、各地頭の信仰心が大きな力をもって民衆を動かしているように思える。当地方のように特産物は少なく、生産物の換金集団にも不便なところにあつては、そのよりどころとなる社・寺の権力者によって左右されることは当然であつたらう。

長井氏時代の信仰

長井氏時代の信仰は、当然鎌倉時代の信仰の流れの中で育ってきたものである。頼朝の全国制覇によって、鎌倉寺の造営・修復が実施されたことは、棟札や伝承によって知ることができる。長井氏が神社や寺院に示す尊崇の念は、当地の民心をあらため、これを治政の上に利用したことは、長井氏に限らず、各時代を一貫するものであつた。

置賜地方でこの時代の信仰を知る顕著なものとして板碑があるが、特に留意の要があるのは、中世の記銘年号はほとんどが長井氏時代のものであるということである。その中でも阿弥陀信仰と大日信仰が圧倒的に多い。神社に対する信仰がどのようなものであつたかを知る好資料として、先述の「飯沢文書」がある。南北朝時代の中頃文和五年（一三五六）に、成田の村（この頃既に村の呼称がされている）の「中島入道長宗」が「れうせん房」に宛てたゆづり状であるが、内容は、先祖から長宗まで九代も伝わつた「若宮八幡宮神田一町三段と同宮在家一字」をすべてれうせん房に譲るといふもので、「また、神つきたらば、先例にまかせて、一ぶんも怠らず勤められ候べく候」とある。「中島入道長宗」について詳しく知る史料はないが、少くとも若宮八幡宮の御神田と宮在家を所領する成田村の土豪であり、若宮八幡宮を管掌する神職でもあろう。先祖伝来の神田その他を譲り渡すにあつて、「神へのつとめは一ぶんも怠らず」つとめてほしい、と念をおしている。譲り渡した中島入道長宗も、その先祖八代も、成田村若宮八幡宮に対する「神へのつとめ」は極めて敬虔に且重要なつとめとして日常果していたものであり、譲り受けられうせん房もこれを承継いで「神へのつとめ」を怠らなかつたものと推測される。

伊達氏時

代の信仰

伊達氏時代の信仰は、長井氏時代に紀銘のあった板碑が、この時代に入って減少していることと、伊達植宗によってなされた分国法「塵芥集」の制定の中で、社寺に関する規定がもたられ、伊達氏の宗教政策がはっきりしたことが特徴的である。伊達氏の神社や寺院に対する崇敬の念は、長井氏以上に造立、造営、修復などとなって現われている。また、板碑の紀銘が少なくなっている代りに「層塔」や「石鳥居」といった大きなものに、数はすくないが紀年銘の見られるのも特徴の一つである。伊達氏「塵芥集」に於ける社寺法は、全文一七一一条のうち、一七カ条規定され、そのうち七カ条が神社に関するものであり、一〇カ条は寺院に関する規定となっている。これによって伊達氏時代の社寺は崇敬され、護られてきたと考えられる。

神社規定（塵芥集より。本文は仮名書。）

一、神社の事

祭礼の事は、年の豊かなるにも、悪しき年にも、増劣りなく、家令に任せ、これをつとむべし。

一、村里よりは、先規の如く、祭りのものぶさたなきに、神職、かの奠供を貧り、怠りをなすについては、早くかの職を改むべきなり。

一、造営の事、神領をふざげ候はば、別当神主、修理をなすべし、無沙汰に至っては、早くかの職を改めべし、ただし大破の時は、時宜によるべし、もし又、神領なくばその社の別当神主の役として、勸進をもつて修理をなすべし、なお事足らずば、子細を披露の上、合力あるべきなり。

一、神木の事、造営について伐らば、是非に及ばず、自分の要用として、伐り取り売る事罪科たるべし、買手また罪を同じくすべし。

一、神社につくる世帯の事、時の別当神主、みだりに売るべからず、売手買手共に罪科たるべし、又寄進いたす子孫、かの所帯競望せしめ、違乱に及ぶべからず。

一、祭礼の頭役、代官をもつて相務むべからず、衆徒中、神主、禰宜、そのほか、同前。

寺院規定

一、坊寺の事、出家の修理、仏事等の事、神社の沙汰に同じ。

一、住持職は、師匠まかせたるべし、ただし問答あらば、時の守護所へ披露の上、その是非に従うべし。

一、住持職定まらざる以前、師匠早世のあとの事、かつはその人の器量により、かつは守護の計らいたるべし。

一、出家の弟子、俗になる事、その師匠に暇を乞わざる輩、覚悟いたすべからず、又その宗体を改め、他宗になること同前、次

に、比丘尼の沙汰もかくの如し。

一、出家所へ、女出入あるべからず、ただし供の下人職は禁制にあたらず。

一、出家の人、刀さすべからず。

一、寺領の事、私の建立の所は、檀那任せたるべし、公方所、その外差出たる寺へ寄進の地の事、本主の子孫、先祖の寄進の地なる由申し、取り返すべからず、時の住持、違目あらば、かの子細を披露せしむべきなり。

一、先々よりの寺領は、時の住持、みだりに沽却せしむる事、余の世帯、買得せしめ、かれは私に買得の由申し、族縁の輩、又は寵愛の人に譲る事あるべからず、ただし、先々の寺領に手をつけず、時の住持福裕の上、買地をいか程いたし候とも、その主のままたるべし、檀那のけいほう有べからざるなり。

一、科人、命を免れんため、人の在所へ走り入らば、かの在所の主、早く追い出し候べき也、もし追い出すに及ばずば、在所のうちを探させべき也、同坊寺へ走り入る事、覚悟有べからず。

一、酒酔、人を謗言する事、時宜によるべし、女房、出家は同前。

以上によって、伊達氏の神仏に対する考え方と敬神崇仏の政策を知ることができるが、伊達氏の神祇信仰は、八幡信仰と熊野信仰であるとされ、成島八幡・安久津八幡への信仰、天文二十二年晴宗の熊野別当、熊野先達への安堵状によって確かめられる。伊達氏の仏教信仰は、禅宗との関係においてその深さを知ることができ、第四代政依の時代には満勝・光明・観音・東昌・光福の五カ寺を開山し、第一〇代氏宗は東光寺を創建した。第一一代持宗は、伊達郡梁川に輪王寺を、下長井高玉村に瑞竜院を創建している。さらに第一三代尚宗は、伊達郡西山城北に松音寺を建立するなど代々崇仏の念が強かった。一般に東北地方には奈良時代に法相宗が伝わり、平安初期、慈覚大志の門流の活躍によって、天台宗の諸寺院が建てられた。南北朝の内乱後、豪族によって曹洞宗の寺院があいついで創建され、さらに戦国期、真言宗の伝播によって、天台寺院の多くは真言宗化した。時宗や浄土宗も広まり、日蓮宗も各地に拠点をつくったが、他の地方に比べるとあまり振わなかった。

当地の 中世に建立された寺院についてその概要を記す。
寺 院

瑞竜院 享徳二年（一四五三）伊達持宗によって創建されたと伝わる。寺伝には、遠州大洞院の末山として物外和

尚を勘請開山の始祖（実際は当地に来ていない―全住長谷川哲竜和尚談）とし、その弟子実庵和尚が長井市遍照寺中興の祖宥日上人の助言によって創始したとされている。瑞竜院創建以前は「海公庵」があったということであるが、詳しいことはわかっていない。実庵和尚は多くの弟子を養成し、近隣に数多くの末寺を建立した。盛時には末山が五百力寺あったとされる。文明十七年（二四八五）、伊達持宗の奏請によって勅願所の綸旨が下賜されている。

出羽国米沢領 瑞竜院者勝境異之地 勅願所曹洞之上刹也 山林敷地知行不可
有相違 殺生禁断 守護不入 国家安全 宜奉祈者依天氣執達如件

文明十七年乙巳八月廿五日

左少弁 花押

瑞竜院禅室

このように伊達氏は瑞竜院に対し特別のはからいをしているのであるが、その理由について伊達氏の崇仏心の発露と見るのは当然であるが、当地方の説は、平泉藤原時代より横越・鮎貝に根を下ろし、下長井地方に威を張っていた在来の強豪地頭であるところの鮎貝氏（横越氏）の勢力を割くために、この辺境の地高玉に曹洞の巨刹瑞竜院を創建し、これに「テコ入レ」したというのである。斯くして、鮎貝氏は従来の所領を下長井北方の一部に押しつめられたというのである。鮎貝氏自身も瑞岩寺・常安寺という曹洞宗の二寺を、さらに祈願所として相応院（真言）を建立している。瑞竜院が伊達氏からどれだけの寺領を宛行っていたのか詳しいことは不明であるが、天正十二年の段銭帳によれば、白兔郷を火神台（勧進代）郷に若干の寺領があったようで、いずれも役（税）が免ぜられている。高玉郷についても、相当の面積の寺領があったものと思われる。綸旨の中に「守護不入」の字句があり、全寺領が免税であった事になる。『山形市史』上巻によれば、



第53図：瑞竜院

元龜二年（一五七二）山形城主最上義守（義光の父）は、置賜郡高玉村瑞竜院の一翁和尚から「下炬語^{あこご}」を受けて得度し、栄林と号して禅門に帰入し、義光が家督相続に決定し山形城主となり、家督を競った弟義時は中野城主に決定したとあるが、その下炬語は次のようなものである。

羽典 栄林居士 預不見^ニ下炬語^一

功德 林中花^一 色香不把脱^ニ情塵^一

木人 歩歩無^ニ生路^一 清浄本然是個人

新捐^レ館羽典林公居士 家風廓落操履密

堅夙重^ニ般若種智^一 宜^レ契^ニ仏祖大縁全^一

機活脱^ニ正体^一儼然 坐^ニ断末山^一不^レ露^レ頂

生死盖纏逍遙自在 遊戯変遷遂行

異類中忽地土 諄緋対謂旧田地

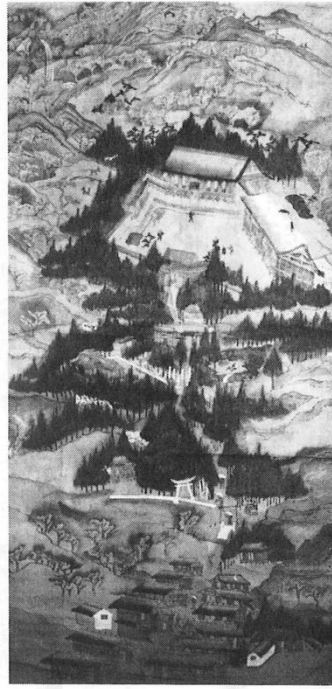
作麼生是自己轉身田地

如何末後指陳^{□□}間 天上香風散^ニ火裡^一

蓮花秀色新

昔元龜貳年辛未穰彼岸 前瑞竜院一翁老衲書之

最上義守が如何なる理由により瑞竜院の一翁和尚によって得度し禅門に入ったか記されていないが、それ程に瑞竜院には高名の僧が入り、当地方曹洞の要として伊達氏の被護下にあつたものと考へ得る。伊達輝宗の日記に、同郷の高玉氏と問答したことが簡単に記されているが、このことは高玉氏と争う程の力があつたことを推察させる。瑞竜院はその後のうつり変りと再度の火災のため往時の模様を知ることができないが、「享保三年（一七一八）、蘭山利有」筆の「瑞竜院とその門前」の古図に依ると（第54図）時代が江戸中期とはいへ、その昔をしのぶに足るものがある。この図に依れば境内規模は現在と大差ないが、山門入口の左方に天神堂が大きな鳥居と共に建っており、本堂前の庭には正面に五間に三間ほどであろうかと思われる堂々たる山門があり、それと結んで庭と周囲には土塀をめぐらし本堂と庫裡につながっている。正面の山門に到る前方には、もう一つ門があつて、現在勅使門といわれているものではあるまいか。本堂の後に奥の院が見えており、現在ある千体地蔵は建っていない。この千体地蔵は、口伝にあるように、東高玉の地よりこの図が書かれてから移建されたものであろうか。和尚の随者が二人、刀をさしているのが特徴的であり、屋根に二羽の鳥、野に二匹の狐が戯れているのもおもしろい。



第54図：瑞竜院門前絵図
（金田伊蔵氏蔵）

金沢寺 天正五年（一五七七）僧良讚を始祖としている。白ヶ沢金山採鉱犠牲者の霊を弔うため鈴木和泉（慶長十一年…一六〇五―横越新町検断）によって割始された（寺伝、『蚕桑の郷土誌』）。

相応院（朝日山薬師寺）応永十四年（一四〇七）鮎貝城主鮎貝太郎藤原成宗を開基とし、道智法師の開山、代々鮎貝氏の祈願所となつている（寺伝、『鮎貝の歴史』）。

瑞岩寺 寛政元年（一四六〇）鮎貝太郎藤原成宗を開基とし、高玉瑞竜院実庵禅師の開山としている。成宗の法名を瑞岩寺殿慈山和世大居士という（寺伝『鮎貝の歴史』）。

常安寺 永正二年（一五〇五）鮎貝宗盛を開基とし、高玉瑞竜院円応禅師の開山とされ、元は白山々麓の寺中という所にあつた（寺伝、『鮎貝の歴史』）。

常光寺 天正三年（一五七五）鮎貝氏の臣宮城助左衛門高継を開基とし、夢忠和尚によって開山された。境内には開基高継及びその男高忠、上杉時代鮎貝城主中条与次三盛の墓がある（寺伝、『鮎貝の歴史』）。

蔵光院 天正十六年（一五八八）鮎貝氏の臣迎田甚兵衛、原田宇兵衛の建立にして、證快惠頓和尚の開山としている（寺伝、『鮎貝の歴史』）。

太松院 天正八年（一五八〇）鮎貝氏の臣菅五郎兵衛を開基とし、明秀禅師の開山とされ、元は山口村畑中に建立されたという（寺伝、『鮎貝の歴史』）。

蓮窓寺、法性院 いずれも文明年間、僧智音による開山とされている（『鮎貝の歴史』）。

金鐘寺 永正年間（元年は一五〇四）大立目氏の臣山口治郎の開基とされている（寺伝）。

正念寺 延文二年（一三五七）蓮阿上人観道大和尚の開基創立であり、元は阿彌陀堂にあった。本尊として天正十五年（一五八七）大立目遠江守内室阿弥の寄進による木像阿弥陀如来像（町指定文化財）がある。

岡円寺 長岡五郎兵衛（天正七年：一五七九―死亡）の開基、山室秀輔大和尚（天正二年：一五七四―示寂）の開山とされ元は高岡にあった（『荒砥町誌』）。

真言院 大永年間（一五二一年頃）伊達植宗の時代、僧弘道による開山とされている（『東根村郷土史』）。

永泉寺 永享二年（一四三〇）渋谷但馬の開基、九庵吟鶴禅師の開山とされている（寺伝、『東根村郷土史』）。

東漸寺（元は東福寺）明応二年（一四九三）虚巖文袋禅師の開山とされているが、今は廃寺となっている（『東根村郷土史』）。

なお、長井市遍照寺中興の祖として有名な有日上人は、中世の当地方仏教史に特筆されるものがある。遍照寺には伊達氏の保護を受け、次のような安堵状がある。

下長井之庄、宮遍照寺、門前諸公事並寺領段銭指置候事、永代不可有相違候、殊者、門徒借權威、有無道之儀者任先規可加下知者也、仍如件。

永禄十一年四月廿日 輝宗印

遍照寺（『遍照寺史』）

これは遍照寺門前の諸公事と、寺領の段銭を免除するというものであるが、伊達氏はこのようにして遍照寺を遇したのである。

板 碑

本章第三節第一項で当町内に在る板碑、層塔の存在位置、形態等を述べたのであるが、これを宗教的観点より置賜全域について見渡してみる。

中世に於ける供養の形態で、最も多く残っているものに「板碑」がある。鎌倉時代から江戸時代にかけて建立された板碑は、置賜地方では二百基以上であろうといわれている。このうち、はつきりと中世の年号の記されたものは二一基で、江戸時代のものには八基が知られている。無銘の中には中世のものが多いのではないかと思われ、現に当町内にある板碑は単式、家形合せて一七基数えられるがすべて年号がなく、このうち中世のものと思われるものが七基ある。初めて関東地方に建立された板碑は、驚くほどの速さでひろがり、置賜地方への伝播は建立された年代や数から見て福島県を通ってきたのであらうとみられている。第二表は、置賜地方に於いて年号の解かるものを示したものである。

第二表：置賜地方の板碑・層塔などの記銘

『置賜文化』第五六号
「置賜の板碑」錦三郎

年号	西暦	種別	所在地	種子	年号	西暦	種別	所在地	種子
正元元	一一五九	板碑	南陽市梨郷竹原	胎藏界大日	正慶二	一三三一	〃	池黒	弥陀
弘安二	一二七九	〃	大川竜藏神社	弥陀	元弘三	一三三三	〃	南陽市松沢八幡	弥陀三尊
弘安五	一二八二	〃	尾長島橋本	胎藏界大日	建武二	一三三五	磨崖板碑	〃	金剛界大日
弘安六	一二八三	〃	竹の森	〃	貞和三	一三四五	板碑	漆山別所山麓	弥陀
正応二	一二八九	〃	長井市五十川	〃	文和三	一三五四	〃	大仏	弥陀
永仁元	一二九三	〃	池黒	弥陀	延文四	一三五九	家形板碑	小菅山中腹	胎藏界大日
永仁元	一二九三	〃	吉田赤地藏	〃	延文五	一三六〇	板碑	葉山観音	弥陀
永仁二	一二九四	磨崖板碑	赤湯東正寺	観音・弥陀	延文六	一三六一	〃	六郷桐原	弥陀三尊
永仁二	一二九四	〃	高畠羽山麓	金剛界大日	永徳元	一三八一	〃	吉田	弥陀
永仁五	一二九七	板碑	尾長島大谷地	弥陀三尊	嘉慶三	一三八九	石幢	赤湯三間通	
徳治元	一三〇六	〃	夏刈	〃	天文七	一五三八	鳥居	和田	
嘉暦二	一三一七	〃	梨郷竹原竜雲院	金剛界大日	天正七	一五七九	層塔	鮎貝	

「種子」については、はっきりわかるもの一四一基のうち弥陀が六一基、大日が四九基でその外は観音・薬師・釈迦・不動・文殊・毘沙門・地藏などがあるが、弥陀と大日が圧倒的に多い。阿弥陀如来の信仰は、鎌倉新仏教の浄土宗の普及と天台・真言両宗における浄土信仰とみられ、大日如来信仰は真言密教によるものと考えられている。

板碑の石質は大部分が石英粗面岩凝灰岩であって、高畠方面の産出であるという。その形は「置賜形」とよばれるもので、三角形の頭部に二条の刻線（三条のものも少しある）と出張った額部が特徴的である。当町内に江戸時代のものと思われるもので、家形板碑

が二基ある。

このような板碑あるいは、層塔は誰が建てたものであろうか。層塔や五輪塔などは明らかに権力者又は高名な僧などのように、権力もあり経済力をも有する者によって建てられたものであることはよく知られていることだが、板碑についてはどうであろうか。置賜地方の板碑で人名の銘あるものは二基だけである（南陽市東正寺磨崖板碑「平吉宗聖壺」、梨郷竹原龍雲院裏板碑「為妙輝禅尼百ヶ日」）。この銘文からの感じでは一般庶民のものとは思えないが、これらが供養の為のものである以上第一に信仰心の厚さ深さが必要である。第二に経済力が必要である（石材・運搬・石工代・供養費）。第三に一般の信仰をあつめ得る人格の持主であること（けんりよくに附する場合もある）。こうしてみると「板碑」も、一般庶民の信仰心の表われとだけは言い切れないものがあるのではなからうか。少なくとも、土着の「信望ある在家」以上の手に依ると思われる。

飯 繩 大明神

次にあげる文書は、高岡の長岡家のものであるが、信仰的な一つの行事の具体例と見られるものである。

だんをかざる次第

- 一 たなのたかさ三尺也、たなにもきぬをひき申事。
- 一 前志よくにもきぬを志き申事。
- 一 御本尊に飯繩大明神をかけ申事、並に愛宕、八幡、摩利支天、天照大神かけ申事。
- 一 御本尊、同御神々へ何も御供をそなへ申事。
- 一 御供は、あづきめしにして、高さ八寸にもり申事。但五せん也。
- 一 もち拾五づつもり申事。但五せん也。
- 一 らうそくは、二十一ところに立て申事。
- 一 志きこも七ふにあみ候事。
- 一 志めは七重ひき申事。

以上。

かけ物の次第

- 一 弓 壺丁
- 一 箭や 弐筋
- 一 刀 壺こし
- 一 はきさし 壺こし
- 一 武具 六具共に
- 一 鍮やり 壺丁
- 一 長刀 一ゑた
- 一 馬代 壺万疋
- 一 くらかいく 五をもて
- 一 かがみ 五たて
- 一 おひ 一かさね
- 一 きる物 一かきぬ
- 一 はかま 壺ほん
- 一 あふぎ 壺そく
- 一 ぬのたひ

小笠原右近太夫

天正四年甲子九月十一日

赤塚雅楽助行旨

赤塚休安斎

元和五年二月廿四日 □□花押

中津川 □□□殿

前志よく、前に置く燭台

飯繩大明神、飯綱使の略。いづなつかい。(飯綱使・飯綱遣)。管(孤)をつかつて魔術を行うこと、またその人。信濃の人伊藤忠綱が天福元年(一二三三)飯綱神社(祭り神、三狐神―みけつかみ)で行をおこなって神通力を得て飯綱の法と称した。後に狐づかいの別称となった。

愛宕神社、雷神を祀り、防火の守護神。

八幡神社、応神天皇を祀り弓矢の神、いくさ神。

摩利支天、日天に付随して自在の通力を有するという女神。武士の守護神。

天照大神、伊弉諾尊の女、高天原の主神、皇室の祖神、日の神。

らうそく 蠟燭。

七ふ 編目が七つ。

志め しめなわ、七五三縄、注連縄。

はきさし 脇差。

六具、六種を人揃とする武具。鎧の胴、籠手、袖、脇楯、脛当(異説あり)。

くらかいく 鞍皆具。

あふぎ おうぎ、扇。

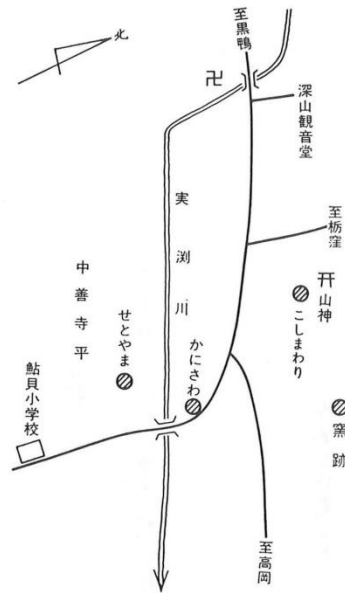
この文書にある「だんのかざり」、「かけもの」などを見ると、一般農民や、商人のものでなく「武士」の信仰行事のようである。どのような理由でこの文書が保存されていたのか全く不明であるが、天正時代（伊達氏時代）から元和時代（江戸時代初期）までの武士の「儀式」（行事）に関する伝承書であろう。一五点もの武具・馬具など一切を並べ、御本尊共に五つのかものをかけ、二一本の燈明をともし、もちを一五盛ったものを五つも並べ、あづき飯を高さ八寸（約二十四センチメートル）に盛った椀を五つ並べ、それに七五三縄を七重に張ったこの豪壮な祭壇は果してどのような儀式に用いられたものか、興味深い。

8 深山古窯跡（三カ所）

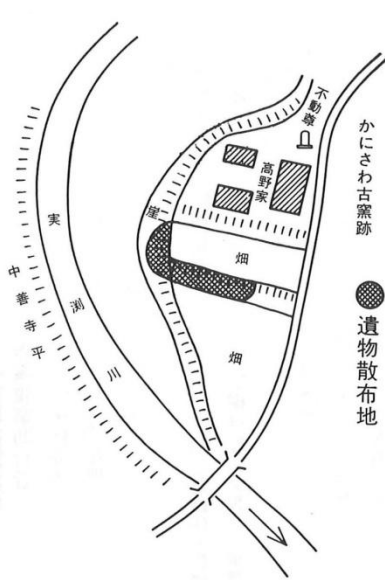
灰 釉 陶 縄文時代の昔から、人々の生活特にその
ま で 食生活に密着したものととして「器物」（貯

蔵・食器・調味用）があった。その器物のうちでも「やさきもの」の存在は、非常に大きな位置を占めている。約一万年前から、七千年もの長い間続いたであろうといわれる縄文時代、その早、前、中、後、晩の各期を通じて素焼きの土器は、所謂「縄文式土器」としても食物の貯蔵用、日常の食具、祭祀具として非常に多量に使用され、しかも器種、器形、装飾の多彩さは眼を見はるものがある。

弥生時代に入っては、縄文土器の流れを受けて「弥生式土器」が知られ、続いて古墳時代から古代にかけて、これも素焼きの「土師器」が作られ、日本のやきものは進歩をとげて来た。その後、大陸文化の流入によって、「素焼きに珍重され、その普及は急速に、しかも広範に日本全土におよんだのである。須恵器の生産と



第 5 5 図：深山古窯跡



第 5 6 図：かにさわ古窯跡

普及は、弥生時代から発達をみた農業の進歩と、統一政権の浸透度とに極めて深いかわりあいがあるのではないかと考えられている。須恵器の生産は、畿内方面の技術をうけて愛知県南部方面に、長足の進歩をとげた。初期須恵器は自然釉の発見から、人工による灰釉陶に進展し、美しくしかも実用的に、またロクロ技術の進歩によって高級なものへと進んでいった。その後、この灰釉陶の進歩を基礎にして、瀬戸焼、常滑焼など現代陶への発展をみている。

白鷹町の やきもの 原始時代の章で述べたように、当町内においても、全町内にわたって七〇カ所もの縄文遺跡と数多くの遺物としての石器と多量の土器を見てきた。古墳時代から古代にかけての所産といわれている土師器は、少数であるが六カ所

の出土例がある。須恵器についても六カ所より発見されており、その中で貝生や杉沢、深山は窯跡と見られている。須恵器の中で、荒

砥の深山と、東田尻の中町西の両遺跡出土のものには、自然釉が認められる。中町西遺跡については、その出土数と範囲の広さから、明らかに居住地を想定させ、農業とのかかわりあい、統治との結びつきに深い興味をさそわせる。

白鷹町のやきものの歴史は、ここでプツリと糸が切れてしまい、長い断絶の後江戸時代末期になって、米沢の成島焼の流れをくむ「十王焼」の誕生となり、人々の需要を満たすことになる。以上が、これまでの当町内の「やきもの」の歴史であった。

昭和三十六年、県の遺跡調査において、深山蟹沢遺跡が「須恵器窯跡」として登録された。これは、表面採集され
深山古窯の 立置うナ た遺物が「素焼きの素地」であったために、そのように認められたようである。その後数度の調査によって、「灰釉

陶」の窯跡ではないかと考えられるようになった。このかにさわと同様のものが、こしめぐり。せとやまからも採集された。かにさわ遺跡は朝日山系から流れ出る実淵川の清流のほとりであって、周辺は焼き物に必要な燃料である松が極めて豊富などころである（現在は開墾されて無くなってしまった）。深山窯（かにさわ）に用いられた陶土がどこから求められたものか確認されていない。又、いつ、誰によって作られ作業されたかも全く知られていない。わかっていることは何の文献もなく、何の伝承も無いということと、遺物が現存していることのみである。何等の文献もなく、いかなる伝承もないということは、何時の時代に焼かれたかを解く最大の鍵でもある。置賜盆地の諸々にある窯跡や、やきものについては大体知られているのであるから、この地方にやきものが入った江戸期以降であれば、必ずや文献か伝承が残っているはずである。この点深山窯跡は、全く幻の要素をもっており、製窯年代の確定については、今後の研究

を待たねばならない。

採集される遺物と考察 地元の古老の話によれば、高野家を建てるとき窯跡と見られる小高い部分を崩して現在のようになったとの事で、その崩し落した土の中に遺物が含まれていることになる。

遺物は大別して、窯の内部、製品、焼道具に分けられる。製品は素焼きのもの（素地^{きじ}）と灰釉をかけたものに区別され、一部絵つけをしたもの、波状に陰刻した文様も見られる。この波状陰刻は、貝生の須恵器と同様である。そのすべてが不良品として破砕されたものと考えられる。灰釉をかけたことに因る彩色の変化は多様である（灰釉の成分と焼成の状態による）。製品のうち小皿と見られる類は、ロクロ技術の高度さと、陶土の良質性より品のよさを見せている。遺物の中には、陶工の指紋のついたものも一部に見られる。ガラス状になった窯壁や、「つく」、「とち」などの焼き道具は、ここで作業した人々の苦労をしのぶに十分なものがある。施釉されていない破片は、カメ類や摺鉢など大型のものが多い。

(1) 窯の遺物

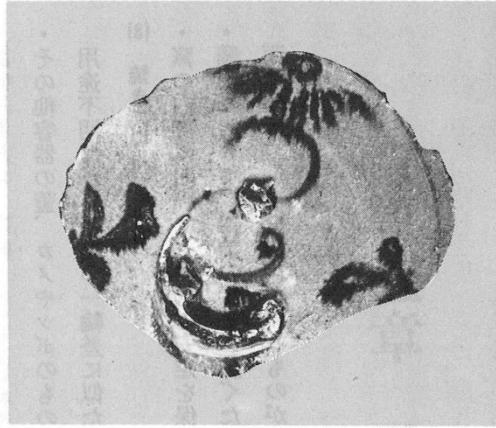
- ・ 窯壁の内面 高熱のため溶けてガラス状になっている。
- ・ 窯口の一部と見られるレンガ状のもの。

(2) 製品の破片

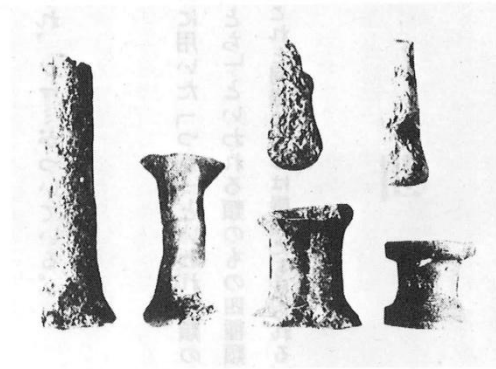
- ・ 貯蔵用器 小、中、大のカメ類と見られるもの。
 - ・ 飲食用器 皿類、一〇〜二〇センチ位のもので、破片の中でこれが最も多い。ほとんどが灰釉であり、極めて薄手。茶碗の類、筒型や口縁外反のもの、小型の茶飲用も見られる。
 - ・ 調味用器片口。摺鉢（底の目立に特徴がある）。
 - ・ その他容器の蓋、カメやツボのものと同様に見られ、ツマミがついている。
- 用途不明だが、現在の一輪差に似たもの。

(3) 焼き方に用いた道具

- ・ 窯の内部において、器物の安定を保つために用いた「つく」といわれる類のもの四種類。



第57図：陶片



第58図：焼具

・ 窯内において、器物の接着を防ぐため「とち」といわれる類のもの四種類。この、「とち」には「靱殻」を全面につけて融着を防いでいるものがある（これと同様のものは椿窯にも見られる）。